

# 過疎地域自立促進計画

(平成22年度～平成27年度)

平成22年9月策定

平成23年3月第1回軽微変更

平成23年9月第2回一部変更

平成24年9月第3回一部変更

平成25年3月第4回軽微変更

平成25年12月第5回一部変更

平成26年12月第6回一部変更

徳島県 佐那河内村



# 過疎地域自立促進計画

## (目次)

### 1. 基本的な事項

(1) 佐那河内村の概況	1
ア. 自然条件	1
イ. 沿革	2
(2) 人口及び産業の推移と動向	2
ア. 人口	2
イ. 産業	4
(3) 行財政の状況	5
ア. 行財政の状況	5
イ. 施設整備水準の現況	7
(4) 地域の自立促進の基本方針	8
ア. 本村の将来目標	8
(5) 計画期間	10

### 2. 産業の振興

(1) 現況と問題点	11
ア. 農業	11
イ. 林業	13
ウ. 商業・工業	13
エ. 観光レクリエーション	13
(2) その対策	14
ア. 農業	14
イ. 林業	18
ウ. 商工業	18
エ. 観光レクリエーション	19
(3) 計画	20
ア. 農業	20
イ. 林業	21
ウ. 商工業	22
エ. 観光レクリエーション	22
オ. 地積調査事業	22

カ. 事業計画	22
---------	----

### 3. 交通通信体系の整備, 情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点	23
ア. 道路	23
イ. 交通	23
ウ. 通信施設	24
エ. 地域間交流の促進	24
(2) その対策	24
ア. 道路	24
イ. 交通	25
ウ. 通信施設	25
エ. 地域間交流の促進	25
(3) 計画	26
ア. 道路	26
イ. 交通	26
ウ. 通信施設	26
エ. 地域間交流の促進	26
オ. 事業計画	27

### 4. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	27
ア. 水道施設	27
イ. 廃棄物処理施設	27
ウ. 消防	27
エ. 集落排水	28
オ. その他	28
(2) その対策	28
ア. 水道施設	28
イ. 廃棄物処理施設	29
ウ. 消防	29
エ. 集落排水	30
オ. その他	30
(3) 計画	30

ア. 水道施設	30
イ. 廃棄物処理施設	30
ウ. 消 防	30
エ. 集落排水	31
オ. その他	31
カ. 事業計画	31

## 5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点	32
ア. 保健衛生	32
イ. 老人福祉	32
ウ. 障害者福祉	33
エ. 児童福祉	33
(2) その対策	33
ア. 保健衛生	33
イ. 老人福祉	33
ウ. 障害者福祉	34
エ. 児童福祉	34
(3) 計 画	35
ア. 保健衛生	35
イ. 老人福祉	35
ウ. 障害者福祉	35
エ. 児童福祉	36

## 6. 医療の確保

(1) 現況と問題点	37
(2) その対策	37
(3) 計 画	37

## 7. 教育の振興

(1) 現況と問題点	38
ア. 学校教育	38
イ. 生涯学習・社会教育	39
ウ. 体育, スポーツ, レクリエーションの振興	40

(2) その対策	41
ア. 学校教育	41
イ. 生涯学習・社会教育	42
ウ. 体育，スポーツ，レクリエーションの振興	44
(3) 計 画	45
ア. 学校教育	45
イ. 生涯学習・社会教育	45
ウ. 体育，スポーツ，レクリエーションの振興	45
エ. 事業計画	46

## 8. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点	46
ア. 地域文化の振興等の方針	46
イ. 地域文化の振興等に係る施設の整備	46
(2) その対策	46
ア. 文化施設の整備	46
イ. 文化活動の振興	46
ウ. 伝統文化，文化財の保護継承	47
(3) 計 画	47
ア. 芸術文化の振興	47
イ. 事業計画	47

## 9. 集落の整備

(1) 現況と問題点	48
(2) その対策	48
(3) 計 画	48

## 10. その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点	48
ア. 役場庁舎	48
イ. 再生可能エネルギーの導入	48
(2) その対策	49
ア. 役場庁舎	49
イ. 再生可能エネルギーの導入	49

**巻末 別表**

事業計画（平成22年度～平成27年度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50



## イ 沿 革

昭和39年新産業都市徳島地区，46年徳島東部地区広域市町村圏，48年振興山村の指定を受け，農業基盤整備を中心に山間農業の振興に努めてきた，県下唯一の一郡一村である。

昭和62年以降農村総合整備モデル事業，農村基盤総合整備事業，第三期山振事業，簡易水道施設整備事業等に取り組み，農業基盤及び生活環境基盤の整備を重点的に行い，定住できる環境づくりを推進してきた。この間，人口の減少等により平成2年過疎地域に，平成12年新過疎法に指定され，財政援助を受けながら各種事業を導入し現在に至っている。

平成4年度に「うるおいのある住みよい村，生きがいのある村」を目指して村農業集落排水総合対策計画を策定し，村内全域で農村下水道の整備を進めてきた。寺谷，中辺，仁井田，嵯峨，宮前地区と整備が進み，平成16年度に最終予定地区である高樋地区が完成した。この施設の完成により，村全体の75%が整備されることとなり，浄化槽整備と併せると85%の整備率となった。農業集落排水事業の対象区域外では，引き続き合併浄化槽の普及推進により水質浄化と共に住環境の整備を進めている。

中山間地域であり，少子高齢化が急速に進んでいる状況であるので，情報通信施設の整備は急務であると考え，平成16年度に防災行政無線のデジタル化，さらには神山町と連携してネットワークインフラの整備を行い，高度情報通信社会に対応し，双方向の住民サービスの提供，産業や教育での活用，町村間・地域間交流が可能となるなど今後大きな期待が見込まれている。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### ア 人 口

本村の人口は昭和55年3,828人，同60年3,644人，平成2年3,467人と比較的ゆるやかな減少であったが，平成7年には3,245人，平成12年には3,016人，平成17年には2,800人と近年は減少率が増している。また，昭和55年以降の人口動態をみれば，自然動態は死亡が出生を上回っており，社会動態でも転出が転入を上回る状態にあることから，人口流出が依然として続いており，そのため少子高齢化に拍車がかかるものと考えられる。

このような状況下では，農業集落の生産活動をはじめ生活活動，保安活動に支障をきたし，ひいては農山村機能の維持にまで重大な影響を与えかねないといえる。従って，活力ある村づくりの第1課題として，特に若年層を中心とした定住対策を講じ安定化をはかる必要がある。〔表1-1(1)，表1-1(2)参照〕

表1-1(1)

## 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年		昭和60年	
	実数	実数	実数	実数	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 4,744	人 4,333	人 3,955	人 3,874	人 3,828	% △ 3.2	人 3,644	% △ 4.8
0歳～14歳	1,513	1,101	824	715	691	△ 16.1	672	△ 2.7
15歳～64歳	2,833	2,817	2,673	2,625	2,512	△ 6.0	2,329	△ 7.3
うち 15歳～ 29歳 (a)	1,018	973	873	831	692	△ 20.7	539	△ 22.1
65歳以上 (b)	398	415	458	534	625	36.5	641	2.6
(a) / 総数 若年者比率	% 21.5	% 22.5	% 22.1	% 21.5	% 18.1	—	% 14.8	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 8.4	% 9.6	% 11.6	% 13.8	% 16.3	—	% 17.6	—

区 分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 3,467	% △ 4.9	人 3,245	% △ 6.4	人 3,016	% △ 7.1	人 2,800	% △ 7.2
0歳～14歳	570	△ 15.2	437	△ 23.3	336	△ 23.1	247	△ 26.5
15歳～64歳	2,179	△ 6.4	1,959	△ 10.1	1,724	△ 12.0	1,589	△ 7.8
うち 15歳～ 29歳 (a)	477	△ 11.5	464	△ 2.7	412	△ 11.2	373	△ 9.5
65歳以上 (b)	718	12.0	849	18.2	956	12.6	964	0.8
(a) / 総数 若年者比率	% 13.8	—	% 14.3	—	% 13.7	—	% 13.3	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 20.7	—	% 26.2	—	% 31.7	—	% 34.4	—

表1-1(2)

## 人口の推移(住民基本台帳)

区 分	平成12年3月31日		平成16年3月31日			平成21年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	3,242	% —	3,052	% —	△ 5.9	2,843	% —	△ 6.8
男	1,576	48.6	1,471	48.2	△ 6.7	1,383	48.6	△ 6.0
女	1,666	51.4	1,581	51.8	△ 5.1	1,460	51.4	△ 7.7

## イ 産 業

### 1) 産業構造

本村における産業構造は、第一次産業就業人口率では、昭和40年72%から昭和60年には47.5%に、さらに平成2年には43.6%、平成7年には41%に落ち込み平成12年には、40.7%と減少している。第二次産業就業人口率は、昭和60年以降、ほぼ横ばい状態であり、第三次産業においては、ゆるやかではあるが伸びてきている。

また、産業別生産額も昭和50年を境として、第一次産業の占める割合が41.3%、平成7年には20%を下回っている。第二次産業については55年までは、その比率を高めつつあったが現在は25%前後で景気に左右される傾向にある。第三次産業では、平成12年の60%を境に、平成17年には59.6%となり、下降の傾向がある。

産業別生産額（市町村民所得推計）

区 分	昭和55年度	昭和60年度	平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成17年度
第一次産業	41.3%	43.4%	31.0%	17.3%	18.4%	13.8%
第二次産業	20.3%	17.5%	25.3%	28.2%	21.6%	26.6%
第三次産業	38.4%	39.1%	43.7%	54.5%	60.0%	59.6%

### 2) 就業構造

昭和50年は、就業人口は2,342人で、第一次産業1,126人（48.0%）、第二次産業587人（25.1%）、第三次産業629人（26.9%）、さらに、昭和60年には就業人口は2,055人で、第一次産業977人（47.5%）、第二次産業、470人（22.9%）、第三次産業608人（29.6%）となり平成2年では就業人口2,000人を割り、1,943人で第一次産業847人（43.6%）、第二次産業484人（24.9%）、第三次産業606人（31.2%）となっている。平成7年度も2.9%減の1,886人となり、第二次、第三次産業人口が徐々に増えている。

しかし、12年においては就業人口は1,805人、4.3%の減となり、第一次、第二次産業人口が減少し第三次産業人口が増加した。

平成17年には、安全・安心な農産物の関心が高まるとともに団塊の世代の退職もあいまって、第二次、第三次産業人口の減少にともない第一次産業へ移行したものと考えられる。〔表1-1（3）参照〕

表1-1(3)

## 産業別人口の動向(国勢調査)

区 分	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実数	実数	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 2,467	人 2,206	人 2,415	人 2,342	% △ 3.0	人 2,201	% △ 6.0	人 2,055	% △ 6.6
第一次産業 就業人口比率	% 77.9	% 72.0	% 58.9	% 48.0	—	% 46.5	—	% 47.5	—
第二次産業 就業人口比率	% 9.7	% 11.3	% 20.0	% 25.1	—	% 25.6	—	% 22.9	—
第三次産業 就業人口比率	% 12.4	% 16.7	— 21.1	% 26.9	—	% 27.9	—	% 29.6	—

区 分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 1,943	% △ 5.5	人 1,886	% △ 2.9	人 1,805	% △ 4.3	人 1,721	% △ 4.7
第一次産業 就業人口比率	% 43.6	—	% 41.0	—	% 40.7	—	% 41.8	—
第二次産業 就業人口比率	% 24.9	—	% 25.0	—	% 23.3	—	% 22.3	—
第三次産業 就業人口比率	% 31.2	—	% 34.0	—	% 36.0	—	% 35.9	—

## (3) 行財政の状況

## ア 行財政の状況

本村では、平成17年度から平成21年度までの5年間、佐那河内村行政改革大綱(第4次)を策定し具体的な項目を掲げ行財政改革を積極的に推進し、行政のスリム化を図ってきたところである。

本村の財政規模は、過去の歳出決算で比較すると、平成7年度と平成12年度では1.01倍おおよそ29億円、平成12年度と平成17年度では0.95倍、28億円ぐらいで横ばい状態であり、平成17年度から平成20年度についても、国の三位一体改革の影響を考慮し、事業を厳選した結果、ほぼ横ばいの27億円前後で推移している。5年間での重要な事業として、平成17・18年度に経営構造対策事業として、JA佐那河内支所選果場の建築補助に3億6千万円余り、平成20年度には繰上償還により4億3千万円余りの支出

をしている。

自主財源の乏しい本村では、歳入の主なものは地方交付税であり、平成20年度決算では歳入の50%を占め、国や県、村債などの依存財源総額では全体の70%以上にもなり、不足する財源は基金取り崩しによる繰入金で賄っていかねばならない状況である。自主財源である村税については、基幹産業である農業や景気の低迷、競争の激化などにより、平成20年度決算では6.8%と低い歳入構成となっている。一方歳出面では、普通建設事業で、ここ2・3年は大型公共事業の完了により総額の10%台で推移している。平成21年度からは、小中学校校舎等改築事業が本格的に着手し、多額の財政需要が見込まれていたが、国庫補助金と地域活性化臨時交付金の追加交付により、村債及び一般財源が計画時より大きく減り、将来の村の財政負担は大幅に軽減された。

しかし、平成17年度より新たに設けられた実質公債費比率は、平成20年度決算で23.2%と県下一の高率となっており、この比率改善が急務である。

したがって、この厳しい財政状況を勘案しつつ事業を厳選し、村債の残高抑制に努め健全な財政運営を図ることが必要である。

財政の指標となる各種数値を示すと次のとおりである。〔表1-2(1)参照〕

表1-2(1)

市町村財政の状況

(単位：千円)

区分	平成12年度	平成17年度	平成20年度
歳入総額 A	3,049,304	2,830,707	2,730,249
経常一般財源	1,630,257	1,458,775	1,556,504
国庫支出金	217,274	182,136	130,387
都道府県支出金	302,226	552,216	151,740
地方債	557,950	363,150	154,350
うち過疎債	166,500	220,100	77,900
その他	341,597	274,430	737,268
歳出総額 B	2,927,351	2,767,191	2,659,992
義務的経費	990,242	1,092,037	1,455,041
投資的経費	1,128,594	983,331	267,334
うち普通建設事業	1,093,872	718,115	258,814
その他	808,515	691,823	937,617
過疎対策事業費	830,422	460,235	186,439
歳入歳出差引額 C (A-B)	121,953	63,516	70,257
翌年度へ繰越べき財源 D	48,622	10,109	12,943
実質収支 C-D	73,331	53,407	57,314
財政力指数	0.14	0.16	0.17
公債費比率	21.8	15.9	13.0
実質公債費比率	—	20.3	23.2
起債制限比率	9.5	9.9	8.3
経常収支比率	79.4	89.6	79.4

将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	4,262,607	4,233,286	3,099,288

### ◎ 経常収支比率

平成4年度は58.5%と非常に低い状況であったが、公債費、人件費等の増大により年々増え続け、平成16年度には94.5%まで上昇した。その後、集中改革プランに基づき、総人件費改革など、行財政改革を積極的に推進したことや、交付税等の増額により数値は徐々に改善され、平成20年度決算では、79.4%まで回復した。しかし、近年繰上償還を行い、公債費の削減を行っているが、本村は国に大きく依存する財政構造であるから、逼迫した国の財政状況の直接的な影響が憂慮されており、さらに景気の低迷等により、経常一般財源の伸びは期待できないことから、今後も、人件費総額の抑制をはじめ、物件費補助費など徹底した経費節減に努めなければならない。

### ◎ 実質公債費比率

平成17年度決算より算定された比率で、分子に地方債の元利償還金（公債費）を置き、分母に標準財政規模を置いて求める。従来と異なるのは、分子の元利償還金に簡易水道や集落排水の公営企業が支払う元利償還金への一般会計からの繰り出し金や、PFIや一部事務組合との公債費類似経費を算入することで、いわば連結決算の考え方を導入して求められる比率である。

この実質公債費比率が18%を超えると、地方債許可団体に移行することとされている。また、25%を超えると、単独事業の起債が認められなくなり、起債制限団体となる。本村の23.2%は、地方債許可団体となり、18%を超えた町村は県内では6市町村である。

今後の大型公共事業としては、双方向告知通信システムの構築や集落排水施設の統合事業等、課題が山積みしているが、事業の優先順位付けを行い、事業の必要性から検証し一層の公債費の抑制に努めなければならない。

### イ 施設整備水準の現況

財政力に乏しく、自立的・自主的な地域づくりを実施するための自主財源、一般財源が不足する中にありながらも、豊かな有形・無形の地域資源を活用し、住民福祉の安定と向上、地域経済の振興、地域文化の振興等を図り、地域の自立性を高めて、個性豊かな地域となっていくことが必要である。近年、行政と住民が相互に連携し、ともに担い手となって地域の潜在力を発揮する仕組みを構築する動きが見られる。地域主権改革が目指すべき地域主権は、地域のことは地域に住む住民が決める活気に満ちた地域社会を作るために、行政としては、さまざまな方策を検討して、その実現・強化を図る必要がある。

地域における住民サービスを担うのは行政のみではなく、住民自身や、コミュニティ組織、NPOその他民間セクターの活動とも協働し、相互に連携して新しい公共空間を形成していくことが求められている。これからは、住民自治の強化や行政と住民との協働活動の推進などを目的とする組織をそれぞれの地域の実情に合わせて、育成するとともに、それらの方々と連携しながら生活環境施設の整備を進める必要がある。

村道の改良率は、平成14年度末現在では県市町村平均を13.1%下回っているが、舗装率は11.0%上回っている。水道普及率は県下平均を若干下回るものの、水洗化率は農業集落排水事業の推進も相まって大幅に上回っている。〔表1-2(2)参照〕

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和45年度	昭和55年度	平成2年度	平成14年度	平成21年度
市町村道改良率(%)	2.1	6.3	12.9	27.0	30.1
市町村道舗装率(%)	0.4	35.4	70.2	86.7	86.4
耕地1ha当たりの農道延長(km)	27.8	78.1	37.7	0	0
林野1ha当たりの林道延長(km)	13.9	29.0	45.6	10.2	8.1
水道普及率(%)	14.1	83.7	87.6	83.1	76.9
水洗化率(%)	—	—	24.2	90.3	97.3
人口千人当たりの病院・診療所の病床数(床)	0	0	0	0	0
小学校危険校舎面積比率(%)	0	0	0	0	0
中学校危険校舎面積比率(%)	0	0	0	0	0

#### (4) 地域の自立促進の基本方針

##### ア 本村の将来目標

佐那河内村では、その急峻な地形にもかかわらず、村民が代々受け継いできた開拓の精神をもって農地を開き、みかん、すだち、いちご、しいたけなどの特産品を次々と育て、常に次の時代を見つめた農業立村を推進してきた。前過疎計画ではさまざまな対策を講じてきたにもかかわらず、人口減少は相変わらず続き、過疎化の進行と共に高齢化も進み、第一次、二次産業従事者も労働力不足となっている。小中学校の児童生徒も減少し、数少ない若者をいかに村内に留めるべきかが大きな課題である。このため本計画においても財源確保に努めながら自然社会、経済等のあらゆる特性を生かしつつこれに当たらなくてはならない。

これからの村づくりの方向としては、現在まで導いてきた地域特性・文化・資源な

などを最大限に活用し、継承発展させるとともに、本村の個性を尊重した地域の均衡ある発展を図り、村民憲章の実践によって自信と誇りをもって行動し前進させるものとする。

また、村づくりにあたっては、自然との共生を基本に活力ある産業の振興を図り、自立心あふれる村民意識を培い、豊かな人間関係を協働でつくり上げていくために、村づくりのテーマを「キラリ輝く うるおい豊かな村」と定め、新しい時代に向けて歩むべき基本方向とするものである。

その実効性を高めるために、次の目標を設定する。

1. 協働の村を育む
2. 安らぎの社会を育む
3. 豊かな人間性を育む
4. 活力ある産業を育む
5. 安心の生活を育む

#### 1. 協働の村を育む

住民と行政の対等・協力の関係に基づいて住民自治を実践する。

- 住民と行政の役割分担や主体的な関わりの体制づくり
- 地域づくりを支える多様な人材を育む環境づくり
- 男女の基本的な人権が尊重される社会づくり
- 多様な資源を活かした自然と共生する文化的村づくり
- 柔軟で計画的・効率的な行財政運営による自主・自立の村づくり

#### 2. 安らぎの社会を育む

少子・高齢化に対応した子育てのしやすい環境づくりや元気に老いを楽しみ社会に貢献できる環境づくりを進める。

- 誰もが安心して暮らし支え合う社会づくり
- 福祉を支える人材の養成やネットワークづくり
- 地域で子育てを支える環境づくり
- 高齢者や障害者が生きがいを感じ自立して暮らせる社会づくり
- 福祉・保健・医療の連携で生涯にわたり健康で過ごせるシステムづくり

#### 3. 豊かな人間性を育む

人間としての生きる力を育むため、ゆとりある教育環境の整備や自主的に学ぶ生涯学習の環境づくりを進め次世代の担い手となる人材の養成に努める。

- 生きる力や個性を伸ばす質の高い教育環境づくり
- 自然環境や農業など地域とともに新たな価値を創造し未来を切り拓く人づくり
- 自ら主体的に学ぶ生涯学習の環境づくり
- 歴史を受け継ぎ育む伝承と郷土への誇りと国際的な視野で社会に貢献できる環境づくり
- ライフスタイルにあった生涯スポーツの環境づくり

#### 4. 活力ある産業を育む

農村景観や多様な生産資源, 歴史や文化を生かしながら農業・商業・観光などが, 連携した産業活動の振興に努める。

- 豊かな資源を生かした地域の個性化や付加価値づくり
- 循環型農業や経営支援システムなどの再構築と体制づくり
- 有機農業や減農薬など環境に配慮した生産活動の体制づくり
- 農村景観や自然環境と共生する農村づくり
- 豊かな自然や歴史など資源を生かした観光づくり

#### 5. 安心の生活を育む

豊かな自然環境や農村景観など, 恵まれた資源の適正な管理に努めるとともに, 住民・行政が一体となって快適な環境づくりを推進する。

- 計画的な土地利用による村づくり
- 生活者を優先した道路整備・環境づくり
- 機能的な生活の交通手段の確保や地域情報化の体制づくり
- 生活基盤の質の向上や快適な暮らしの環境づくり
- 自然と共生する生活環境や住環境づくり
- 地域が一体となって取り組む自然環境の保全や景観づくり
- ゴミ処理や環境美化活動の推進による快適環境づくり
- 防災, 消防・救急及び防犯体制などの整備や啓発による安心づくり

### (5) 計画期間

本計画活動期間は平成22年4月から平成28年3月31日までの6年間とする。

## 2 産業の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア 農業

中山間地域に位置する本村の農業は、その地形的な条件をはじめ、有害鳥獣による農作物被害も多く、精神的に生産意欲もうすれ高齢化、耕作放棄地の増加により、生産力に停滞がみられる状況のほか、輸入農産物の影響による価格の低迷、BSEや鳥インフルエンザ、口蹄疫の発生、残留農薬問題等を契機とした食の安全性への関心の高まりなど、農業を取り巻く環境は大きく変わりつつある。

また国では、食料・農業農村基本計画が見直され食の安全、安心確保へ一層の推進や食育の促進を図りつつ、農村、農業を再生させる様々な制度の改革など、農政施策の大きな転換が図られ具体的な施策が示された。

それと同時に、エネルギーをめぐる情勢が大きく変化する中、再生可能エネルギー導入拡大の重要性がますます高まってきており、地球温暖化対策やエネルギー安全保障に加え、各分野での経済成長の実現に向けても、農業・商業・工業の再生可能エネルギーの導入拡大が重要な鍵となる。

こうした中、このように大きく変化する情勢に的確な対応をしつつ、体質の強い農業を目指すとともに、地域の特性を活かした特徴ある農業振興を図るため、多様な担い手づくりや産地づくりなど、環境との調和を図りながら諸施策を展開していく必要がある。

#### 1) 本村の農業構造

##### 1 耕地面積

経営耕地面積は、平成12年241ha、平成17年224ha（田66ha、畑15ha、樹園地143ha）で、この5年間に17ha（田7ha、樹園地12ha）が減少し普通畑が2ha増加している。このことは農業従事者の高齢化による耕作条件の悪い農地は山林への転換が図られたためである。また、耕地の形態は、河川に沿った平坦な耕地は一部で、棚田と段々形状の樹園地が山腹に向かって広がっている。

##### 2 農家戸数

農家戸数は、平成17年で505戸、うち専業農家129戸、第1種兼業農家72戸、第2種304戸である。平成12年と比較して36戸（6.6%）減少している。特に専業農家は31.6%と大きく増加している。このことは、兼業農家であった者が退職し農業に就いたものと予測するが、全体的には農産物の価格の低迷及び後継者不足や、担い手の高齢化の進展のため、生産意欲の減退等によるものと考えられ、今後農

業者の減少が加速化することも予想される。

### 3 経営規模

経営規模については、平成17年は、0.5ha未満の小規模層は196戸、1.0ha以上の大規模層は41戸と平成12年と比較すると、大規模層は変わらないが、小規模層は減少し、また平均経営耕地面積も10%減少し規模縮小が進んでいる。このことは、兼業化の進行、後継者不足や担い手の高齢化の進展のため、生産意欲の減退等によるものといえる。

### 4 農業担い手の動向

平成17年において販売農家人口は1,493人で、平成2年の2,848人からこの15年間に47.6%の減少となっている。また年齢別構成では、29歳以下で333人、59歳以下で498人、60歳以上が662人で全体の44.3%を占めており、農業労働力の減少と高齢化が益々進行している状況である。

## 2) 農業基盤及び農業生産

### 1 農業生産基盤

農業生産基盤は、比較的平坦部といえる園瀬川沿いに2～10ha程度の水田の団地が10数カ所あるほか、山腹に向かったの棚田が多く、ほ場整備地区の8ヶ所を除いて、農地は狭く不整形であり、機械化、省力化作業の阻害要因となっている。耕地の大部分を占める樹園地も山腹の段々畑で耕作され、営農上に多大な労力を要している。また、経営向上のための施設園芸が進み、灌漑用水は年間を通じて必要であり、その水源は小溪谷の流水に頼っているものであり、灌水施設の整備が必要である。

### 2 農業生産

農業生産の動向をみると、平成18年農業生産額は16億2,000万円、平成9年20億5,000万円、平成4年22億4,800万円となっており、ここ5年間の生産額は横ばいとなっている。特に基幹作物であるすだち、ミカンを含む果樹については、温州ミカンは高糖系へ、また優良品種のすだち・ユズへの転換等、生産基盤整備が図られてきた。

こうした中、露地野菜と施設園芸の導入による複合経営及び、椎茸専作による経営が進み、経営安定を図っている。

しかし、基幹従事者の高齢化や担い手の不足等、労働力の低下にともない経営規模の拡大は望めず、ひいては大きな団地性を持った産地としての市場流通面における有利販売等は難しい状況である。また、輸入農産物の影響による価格の低迷、食の安全、安心対策等極めて厳しい環境に直面している。

## イ 林 業

林野面積は平成22年2,899haで総土地面積の69.0%を占めている。その殆どは広葉樹と針葉樹の混在する自然林である。森林計画面積は2,892haで人工林は863haで森林計画面積の29.8%となっている。

林業経営のその殆どが農業との複合経営としての小規模林家であり、財産保有の形態が強い。しかも近年林業従事者の高齢化による労働力不足等から造林、育林の手入れが十分でなく、良質材の生産性は低く、山林経営への意欲は薄い。

林産物としての椎茸生産は、昭和55年度に椎茸種菌施設が設置され生産の拡大が図られ、その後菌床椎茸に転換、平成9～平成21年度に空調ハウスを導入、JA徳島市パックセンターが整備され供給体制が確立された。平成21年度では生産量365t、販売額3億7,100万円であり、村の基幹作物となっている。他産地との競合がはげしくなっており、今後一層の品質向上やコストダウン、安定供給が必要となってくる。

## ウ 商業・工業

商業は、平成19年商業統計によると商店数25で、業種内訳は卸売業1、小売業24となっており、その他飲食店が国道沿いに点在している。従業者数は、37人で1店当たり1.5人と小規模店舗であることから年間販売額も少ない。近年量販店等の増加する隣接都市への生活行動圏が大きくなり、生活水準の向上に伴う消費構造の変化で、交通条件の整備とあいまって、域外専門店等への購買力が流出している。

従って、消費需要の動向は、日常の食料品や日用雑貨品が地元店への主とした購買となっており、商業経営者は、サービス向上、消費者の利便性を確保し、環境の変化に対応した地域購買率の向上に努める必要がある。

工業は、経営規模も小さく事業者数も少ない。平成20年の工業統計によると、事業者数7となっている。本村の工業は、立地条件等の制約から小企業が大半であり、資本力の弱小、低生産性など構造的、体質的に多くの課題を抱えている。今後は、より多くの就職機会を創設するために工業生産機能を確保する必要がある。

## エ 観光レクリエーション

近年観光レクリエーション活動は、国民所得の向上や週休2日制の普及による余暇時間の増大などから、今後とも需要は増々増大していくものと予想される。そしてその需要は、個人、家族などによる自然環境と地域の人とのふれあいによる保養等健康増進とレクリエーションを兼ねたアウトドア活動等、多様化している。

現在の本村には、豊かな自然環境や歴史的文化遺産があり、今後観光資源としての開発が課題である。ことに中山丘陵地域や大川原高原については、国道438号からの

利用距離，自然環境等の立地条件が良好であり，大川原高原の眺望とあじさい園，又，野外レクリエーションの拠点としていきものふれあいの里，ログハウス，家族旅行村が整備されている。又，平成21年2月大川原高原に四国最大級の風力発電15基が完成し，観光施設として期待される。

## (2) その対策

### ア 農業

農業生産の担当部分は兼業農家や高齢化農家によって担われており，今後，このような農業経営の多くは経営規模の拡大に向かうよりは，高齢化等の進行によって農業生産からの離脱者も増加するものと思われる。このため，地域農業の維持発展のためには，専業農家の生産性の高い農業経営の拡大育成，小規模な農業経営を主体とする取組や生産の継続が困難な農家に代わる総合的な農業の担い手への支援体制の確立も必要になっている。

このような視点から，効率的，安定的な農業経営を育成していくためには，①消費者のニーズの多様化や農産物輸入の増大等に伴って変化する農産物市場への適応力を強化するため，生産性の向上と生産コストの低減を一層追求し，高付加価値化に向けた取組が必要である。②農業生産組織等の多様な主体を育成するとともに，より強固な体制づくりと農業労働力のぜい弱化対策を推進していく必要がある。③農業経営者の優れた経営感覚やコスト意識を醸成するとともに，経営管理能力をかん養していく必要がある等の担い手対策を推進する必要がある。④農作物の鳥獣被害については，年々増加傾向にあり地域全体を対象にした被害対策を進めなければいけない。

また，中山間地に属する本村農業は，標高差，季節差等の自然条件を活かした野菜や花き等の高収益型農業への取組や観光農園，農産加工への取組，体験型農業など都市との交流による農業の活性化を，次に掲げる振興方向の基本として，積極的に推進する。

#### 1) 生産基盤の整備

山間地農業の生産性の向上と生産コストの低減や省略化のため，基本的な生産基盤の整備は不可欠である。本村農業の生産特性に合わせて推進する。

##### 1 ほ場，灌漑用水施設の整備

整備可能な農地について，計画的にほ場整備事業を実施し，農地の有効利用とあわせた集約的な土地利用を促進する。今後，整備可能水田のほ場整備率を（現在75%）10%以上の引き上げを目指していく。

また、山腹農地の灌漑用水を確保するため、用水路の改良整備を進めるとともに、溜池の改修、貯水槽の設置等の畑地灌漑施設の整備に努め、施設園芸農業等を推進する。

## 2 農家の流動化

農業経営は、専門的に維持発展していくことが望ましいことであり、効率的、安定的経営のためには、基本的にはその経営規模を拡大する必要がある。このため農地保有合理化事業等の積極的な運用で、個別の経営管理能力に応じた営農意欲の高い農家への農地の流動化を促進し、本村農業の基幹的專業農家を育成する。

## 3 農道

農道を整備する場合他の道路、路線とのネットワーク化をはかり、安全確保も十分留意し、年次的に行う。新設、改良整備については、国県の補助事業及び起債事業、村単独事業として計画的に整備促進する。

## 2) 生産の近代化

複合経営を指向していくため、また兼業、高齢農家の増加に対応した農業を展開していくためには、生産性の向上と機械化による省略化、農作業の外部化等の促進が大切である。このため経営作物に応じた近代化施設の導入整備とともに共同利用化の方法を検討し、農業経営の過剰投資を制御していく必要もある。

### 1 近代設備の導入

各種農業機械や冷房貯蔵庫等の農業経営に応じた近代設備の導入については、農協、生産部会との連携をもって適切な指導助言を得ながら、合理的な設置を進める。

### 2 施設等の共同利用

生産設備や農業機械の整備は、合理化、省略化に向かう営農には不可欠であり、かつこれら整備のためには農業近代化資金等の借入も必要となる。しかし、小規模農家においては過剰投資のもとにもなるため、地域の営農の実体に応じて組織的な共同利用の方向を農協、生産部会等と協調しながらその推進に努める。

また、非農家やI，Uターンなど新規に農業に参入しやすい支援強化を図る。

## 3) 生産体制の強化

### 1 農業団体の育成

地域農業の推進役である農業生産団体の活動に対して、種々の支援をしているが、さらにその指導力と経済力を強化するため、各種事業の展開を通じて育成に努める。

## 2 担い手の育成

兼業農家や高齢農家の増加にともない、地域農業の担い手を確保育成することは、最も重要な課題である。若い農業の担い手を確保するためには、農業経営が良好な生活環境のもとで安定した農業所得を得、かつ豊かな農村生活の環境を享受できる等の魅力ある農業を実施していくことが大切である。

このため、農業経営基盤強化促進法に基づく農業の振興を図りつつ、意欲と能力のある者が円滑に農業に参入し得るように相談機能の充実、先進的な経営等で実践的研修、担い手としての女性の能力を発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成に積極的に推進する。

また、農業従事者の安定確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢化、非農家等の労働力の活用システムの構築を進める。

## 3 ファームサービス事業体の育成

小規模経営の農業労働力のぜい弱化等が今後さらに進むと見込まれるなかで、生産性の向上や安定的な生産を将来にわたり確保していくためには、個別経営の育成と並んで農作業の一部を外部に委託して補完していく方策としての事業体の育成が必要である。

## 4 流通販売体制の強化

産地間競争や輸入農産物との競争に打ち勝つためには、都市の消費者ニーズに基づく市場の需要に対応した農産物の生産や計画的な出荷体制の確立が必要である。

このため、JAを主体とする共選、共販体制の強化を促進するとともに、産物の量と鮮度、安全性などの品質の向上を図り、更にJA、生産者等による地元産物の個性化や高速交通網の整備に対応した流通販売体制の強化の取組を積極的に支援する。また市場及び消費者ニーズの動向の把握と販売出荷市場の拡大のため、その情報収集システムの構築を検討する。

## 5 食の安全、安心の確保

牛海綿状脳症（BSE）、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫の発生や相次ぐ食品の偽装表示、さらには無登録農薬問題、残留農薬問題など、食に対する消費者の信頼が揺らいでいる中で、安全に対する消費者や流通関係者の信頼を引き続き確保するため、トレーサビリティシステムの導入等を支援するとともに、啓発体制を整備し、食と農の信頼確保のための取り組みを進める。

#### 4) 農業経営の充実

本村の農業は、中山間地域に位置し、農業従事者の高齢化が進む中であって、農政の大きな転換に向け、そのおかれた環境は厳しいものの、これまで培ってきた果樹、野菜、花き、畜産等による複合の営農形態をさらに立地条件にあった生産基盤の一層の充実とあわせた活性化等を図り、経営の安定に努める。

##### 1 経営の安定化

新政策で打ち出された経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営を育成し農業を魅力とやりがいのあるものとしていくため、農業経営基盤強化促進法による本村農業の向かうべき基本構想を定めている。

今後、この構想に添って効率的かつ安定的な農業経営の目標に向けて、経営の改善を計画的に進める農家に対しては、農用地の利用の集積等を促進していくほか、国県とともにその制度による支援を総合的に強化していく。

##### 2 営農類型別経営目標

地域の農業構造の現状およびその見通しのもとに、農業が魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり320万程度）、年間労働時間（1人あたり2000時間程度）の水準を実現できるものとする。

##### 3 新技術の導入

集約的な経営の展開を助長するため、農業支援センターの指導のもとに、既存の施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する必要がある。このためには、先進的な農業技術の導入と現行技術の高度化等も必要であり、農協、生産組織が一体となって、各種試験研究機関と連携を強め、農家への周知や指導の徹底を図る。

また近年、安全な食物を求める消費者の需要が高まってきており、これに呼応した有機農業への取組も、中山間地域の農業を活性化させる有効な一方策と考えられる。この観点から、自然条件を活かした少量多品目生産による周年供給体制の整備や安定した販路の確保を目指した販売体制の確立、新たな技術体系の確立等に努め、有機農業を促進する。

#### 5) 農村生活の向上

地域農業の健全な生産活動を営むためには、農業振興と同時に、農村の生活基盤の整備と健康で快適な暮らしを確保する環境施設等の設備が必要である。このため、農村コミュニティの醸成により、より豊かな農村生活の向上を図る。

##### 1 生活環境の整備

集落内道路，排水施設，集落排水処理施設や広場，集会施設などの生活環境の整備を進める。

## 2 健康と福祉の向上

本村の農作業は複合経営の進展とともに，ハウス施設内作業など過重な労働に陥りやすいため，定期診断や健康管理相談，保険思想の向上など保健医療面からこの適切な健康管理の指導を強化する。また，農業者の農業離退後のゆとりある生活実現のため，年金制度の充実を要請するとともに，加入の推進に努める。

## 3 農村コミュニティの推進

緑豊かな農村空間で，ゆとりとやすらぎのある生活の実現は，農業に専念していく上で，最も大切なことである。

従って，農業をはじめとする農業の振興，道路や農業集落排水施設，農村公園の生活環境の整備，自然環境，景観の保全を進めるとともに，農閑期の充実した余暇生活や地元農産物を生かした豊かな食生活の実現，都市との交流，伝統文化の保存や地域文化の振興など，農村の良さを生かしたゆとりと豊かさのある農村生活の実現へ向けて，農村コミュニティづくりを推進する。

# イ 林 業

## 1) 林 道

山林の資源開発と林産物の搬入の役割のみならず，自然保護・自然環境・一般交通にも配慮した整備を計画する。

新設改良については，国県補助事業及び起債事業，村単独事業として整備促進する。

## 2) 造林の推進

農業の複合経営としての小規模林家が大部分を占める本村の山林であるが，林道等生産基盤の整備を図りながら，長期的な観点にたって造林保有事業を推進する。

## 3) 椎茸生産の推進

他産地との競合が激しくなると予測されるが，近年，健康食品としての需要も大きくなってきている。このため品質向上，コストダウン，安定供給に向けた施設整備を進める。

# ウ 商工業

## 1) 経営基盤の確立

経営規模の零細性を克服するため相互の連携を密にし，共同仕入れ，共同販売の

促進等を商工会の指導のもとに行い、経営基盤の確立をはかる。

- 1 経営の近代化、合理化を進める人づくりの対策のため、商工会組織を強化して各種研修会、講習会等の事業活動を一層促進し、経営者の意識高揚、後継者の育成など経営の資質能力の向上に努める。
- 2 消費者ニーズに対応した商品の提供、店舗整備など近代化を促進し合理的な経営改善を行う。
- 3 経営基盤の近代化に必要な資金確保のため、制度資金の活用など指導に努める。

## 2) 地場企業の育成

低成長経済の中で今後成長して行くための抜本的な体質改善を指導する。国県の中小企業金融対策の強化を要請し、資金調達の円滑化をはかることによって、設備の近代化、生産性の向上、経営管理の合理化等の体質強化に努める。

また、多数を占める生業的な個人企業については、業種別組織化を指導し、協業化、省力化、市場開発の強化を推進することによって、生産性の向上と経営の安定をはかる。

## エ 観光レクリエーション

### 1) 観光レクリエーション基盤の整備

恵まれた自然景観を保護活用しながら、歴史的遺産や伝統文化の継承を基準とした観光レクリエーション施設の整備をはかり、自然公園的村づくりの一助として推進する。

#### 1 観光拠点の設定整備

ア 徳円寺と嵯峨狭を含む一帯は、境内のしゃくなげや嵯峨狭の清流とそれにからむ杉並木等の自然環境は都市生活者にうるおいを与えてくれるもので、ハイキングコースとして整備し、日帰りレクリエーション地区として整備する。

イ 大川原高原とカゾロ溜とその周辺一帯は、徳島平野などがパノラマ的に眺望でき、また緩傾斜地も多く、県施設の「佐那河内いきものふれあいの里」家族旅行村の施設、あじさい園をフルに活用し、村のPRと村民が村外の人達とのふれあいの場、地域づくりの場として活かした野外レクリエーション地域として整備する。

ウ 大川原高原周辺の観光施設相互間の連携を密にするため、施設間の連絡道路整備を計画する。新設改良については、国県補助事業及び起債事業、村単独事業として整備促進する。

## 2 観光産業の育成

観光レクリエーションの開発発展は、直接的には第三次産業の発展に寄与するが、観光客の増大は、農林水産業にも影響を及ぼすことになる。地元特産物と結びつけた観光農園や農林産物加工品、郷土料理等の開発奨励と観光産業の育成指導に努める。

### 2) 広域観光の推進

今後は関係市町村との連携により文化の森、神山森林公園との一連性をはじめ、上勝町、神山町と大川原、徳円寺、カゾロ溜周辺との広域観光ルートを設定することによって、観光需要の交流を促進する。なお広域基幹林道大川原旭丸線開設の促進で、大川原と剣山を最短距離で連絡するため、大川原、剣山の自然景観型観光ゾーン形成の中核となることが期待される。

### 3) 観光資源の保全と活用

恵まれた豊かな自然環境も観光レクリエーションの進展に伴って、乱開発される懸念も生じる。このため保全すべき地域については、各種法規制によって自然保護に努める。

また、村民や観光客に潤いを与える伝統行事や祭りなどを保護伝承すると同時に遺跡、文化等を観光資源としても保全活用する。

## (3) 計 画

### ア 農 業

将来の本村農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者または農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るための自主的な努力を助成する。意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

- 1) 効率的かつ安定的に農業経営を行う者と、関係農業者等の合意形成を図りつつ、生産性や収益性の高い農業を展開していくため、灌漑用水、ほ場等の生産基盤の整備を推進し、経営農地の集団化と集約的な農地の利用と合わせた有効な土地利用を進める。
- 2) 農業農村整備事業により農道整備を進め、林道も幹線網としての整備を継続する。
- 3) 水田農業の活性化を図るため、生産者等の主体的な取組を基礎に、地域の自主性を尊重して、水稻作・転作を通ずる望ましい経営の育成、米づくりと転作とを適切

に組合わせた生産性の高い水田営農の確立を重点におき進める。

- 4) 温州みかんは高糖系品種による銘柄産地化をより推進し、適地植栽のすだちとともに高度な栽培技術の確立、生産コストの低減に努め、安定生産と品質の向上に努める。また、マルチ栽培によるブランド化に取り組む。
- 5) 果樹、水稻、畜産、野菜、花き、施設園芸等の営農類型指標による複合経営を推進し、個別経営の効率化・合理化とともに経営の近代化を支援し、併せて集約的な経営展開を助長するため、施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新作物の導入による農業所得の安定と向上に努める。
- 6) 農業に関する先端技術の導入を、関係試験機関等との連携を図りつつ、積極的に進める。また、品種改良、地力対策、病虫害防除に関する情報交換、農家への指導の強化を図る。
- 7) 農業経営の改善による意欲的な農業者に対しては、農地流動化推進等により活発化して土地利用の調整を行い、集団化、連担化した条件で担い手農業者に農地が利用集積されるよう努める。
- 8) 農協の各営農生産部会等による共同作業等の省略化、農機具等の過剰投資の軽減化、農作業の受委託の促進を図るなどの活動を積極的に助長するとともに、新規就農者に対しては、農機具・施設のリース事業を展開し、効率的な地域農業の主体的な担い手としての育成を図る。
- 9) 中山間地としての立地条件や技術を生かすとともに、農産物の高付加価値化や高齢農家に適した他品目少量生産等の有機農業を促進し、地域資源の高度利用等地域の特性を活かした農業の展開を図る。
- 10) 都市と農村の交流活動を促進するとともに、農産村地域としての、その自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動であるグリーン・ツーリズムを進めるため、空間や施設など整備とあわせ、空き家の整備に対する資金助成を計画的に実施する。
- 11) 農業生産から排出される菌床椎茸廃ブロック、鶏糞、牛糞、家庭用生ゴミを堆肥化し有機肥料として循環型農業の推進を図る。
- 12) 太陽光・風力・水力・バイオマス等の再生可能エネルギーの、分野ごとの最新動向を調査するとともに、化石燃料に頼らない新しい技術開発とその導入を図る。
- 13) 有害鳥獣(ニホンジカ等)の捕獲後の有効活用を考え、加工・販売することで新たな収入源とし特産品の拡大を図る。

## イ 林 業

- 1) 森林組合等の林業指導団体の育成強化を図る。

- 2) 林業経営の改善, 技術の導入, 機械化等による省略化を図り, 生産性と林業所得の向上に努める。
- 3) 特用林産物の椎茸の生産拡大を図る。生産コストの低減と生産性向上のため菌床栽培等の施設の近代化を進める。

## **ウ 商工業**

- 1) 消費者の村外流出を抑制することを基本方針に商店自身が意欲的に経営の近代化や消費者の確保に努められるよう商工会の強化等を推進する。
- 2) 村内の工業は零細小企業がほとんどであり, いずれも経営基盤が弱体である。今後は, 国県の金融対策の強化を要請し, 生産性の向上, 経営の近代化をはかっていくものとする。

## **エ 観光レクリエーション**

大川原高原周辺に立地する施設は, 昆虫や植物を観察する施設, 天体や大気・公害について学ぶ環境教育施設及びキャンプ場を有している。これらの施設を最大限に有効利用し, 短期滞在型の自然環境学習の場とそのすばらしい自然を県民に満喫してもらうため, 施設間の移動時間短縮を図る。

## **オ 地籍調査事業**

第6次国土調査事業10箇年計画(平成22年度～平成31年度)に基づき, 計画的に推進を図る。

## **カ 事業計画**

具体的な事業計画については巻末の別表のとおりである。

### 3 交通通信体系の整備，情報化及び地域間交流の促進

#### (1) 現況と問題点

##### ア 道路

##### 1) 幹線道路網（国・県道）

本村の幹線道路は，国道438号が東西に走り，主要地方道2路線とともに徳島市，神山町と本村を結んでいる。国道は平成19年に新府能トンネルが完成し府能バイパスが開通したが，改良率は59.4%，県道主要地方道は38.1%で改良率が低くまだまだ巾員の狭いところが多い。地形的な特質から曲折箇所が多い未整備路線であるが唯一の動脈である。

近年モータリゼーションも安定期を迎え，本村では，ほぼ全戸が数台の自動車を保有し，徳島市，小松島市の都市経済域との近接の利便さもあって通勤兼業化の進展がみられる。今後ともこの傾向が増大するものと考えられることから，特に幹線道路網は今後の交通需要に対処できる道路としての改良整備が必要である。

##### 2) 生活道路（村道）の整備

村道は住民の生活道路であるため，これまで一応の改良に努めてきたが，急傾斜な地形と散在する集落構成から，その改良整備状況は中心地では進んでいるものの周辺は遅れがちである。

総路線数708線，総延長258.8kmのうち改良率は30.1%，舗装率は86.4%と総体的に改良されているが，今後とも順次に改良整備を推進する必要がある。

##### イ 交通

##### 1) 交通環境

本村における交通事情は，生活，産業形態の多様化に伴って交通量が増大し，これに対処した安全で円滑な交通を維持していくためには，公共交通機関の確保，村民の交通安全意識の高揚，交通安全施設の整備等の交通環境対策が必要である。

##### 1 交通機関の確保

バスは通勤通学や地域住民の足として欠かすことのできない重要な交通機関であり，今後ともこの大量輸送機関の確保に努める。本村のバス輸送は徳島バスだけあり，自家用車の増加によって利用状況は減少の傾向にあるが，通院・通勤・遠距離通学児童対策の通学バスとしても現状を維持する必要がある。

##### 2 交通安全の確保

本村の道路は，曲折箇所が連続しているため，これが交通事故発生の一因とも

なっている。このため村、警察、PTAが中心となり、交通事故の絶滅を期して安全運動を展開しているが依然としてスピードに出し過ぎや運転者等のモラルの欠如とあわせて事故が発生しており、根気強く啓発活動をする必要がある。

## ウ 通信施設

### 1) 通信網の整備

放送施設は、昭和56年に防災無線波を利用した農村情報連絡施設を、平成17年にデジタル化へ移行したと同時に各家庭へ戸別受信機を配備し、役場と農協から行政連絡や農事業報等の連絡を毎日3回の定時放送を行っている。

今後デジタル機器の特性を活かし、避難所・屋外個局と双方向通信施設及び河川水位の状況を知るための自動監視カメラなどの設置を推進する必要がある。

また、平成16年に加入者系光ファイバ網を整備し、高速インターネットとIP電話、地上デジタル放送が利用できる環境が整っているが、定期的に訪れる機器更新が懸念材料である。

## エ 地域間交流の促進

農山村でゆったりとしたひとときを過ごしながら、地域の自然や文化・暮らし・人々との交流や体験を楽しむ余暇活動が注目されている。

新たな地域活性化を手がかりにしたねらいから、住民の自主的な取り組みとして、農産物直売所、しゃくなげ市の開設、果樹オーナー制度の実施、県・村と住民との協働での事業として、いきものふれあいの里を中核とした事業、ふれあいまつり、市民農園の開設、交流イベント等を行い都市との交流による村づくりを図っている。平成15年度には中央運動公園が完成し、村民のだけでなく各種スポーツ活動等を通じた交流の場として期待されている。また、都市部の若者との交流だけでなく村の良さの再発見を目的とした、緑のふるさと協力隊事業を平成19年度から実施している。地域間交流は、村の活性化を図るうえで重要であり、今後も推進する必要がある。

## (2) その対策

### ア 道路

#### 1) 幹線道路の整備

国道438号は徳島市と神山町とを東西に連絡して、本村の経済、社会活動の広域化に対応する極めて重要な路線であるため、全線2車線化の早期完成のため建設促進を強力に求める。神山町とは平成19年に府能バイパスの開通により曲折箇所は解

消されたが、徳島市とを結ぶ上八万・一ノ瀬工区バイパスの早期完成を目指す。また、主要地方道小松島佐那河内線、勝浦佐那河内線についても通勤通学等の生活道路として重要であり、早期整備を県へ要請する。

## 2) 生活道路（村道）の整備

村民の日常生活における利便性と安全性を確保するため、村道の改良、舗装及び交通安全施設の整備がまだまだ遅れており、今後年次的に行う。

基幹的村道は、国県の補助事業及び起債村単独事業として計画的に整備を促進する。またその他集落連絡道路等の村道は、集落活動、地域産業の振興にも配慮して改良・舗装に努める。

## イ 交通

### 1) 交通環境の整備

#### 1 交通機関の確保

現在運行している定期路線バスは、保育所児、小学校の遠距離通学に対する通学バス、通院、通勤者の交通手段として必要不可欠であり現状維持に努める。

#### 2 交通安全の確保

村民を交通事故から守り、安全な生活が営めるよう道路交通網の整備と合わせて、交通安全施設も整備を進めるとともに、村民全体が正しい交通安全意識をもつよう関係機関との連携をはかり各種施策を推進する。

## ウ 通信施設

### 1) 通信網の設備

電話の普及率は100%であり、かつ携帯電話も急速に普及している状況にある。今後は質的内容の向上をはかるように努める。非常時の防災無線の配置については、各消防分団及び孤立する恐れのある山間僻地との通信が確保できるよう双方向の戸別受信機の設置及び各分団へ配備の移動無線のデジタル化を進める。

また、中山間地域であり、少子高齢化が急速に進んでいる状況を考えると、ネットワークインフラを完備していることから、定期的な機器更新の際には、時代に応じた安定的なサービスを提供することで、今後は、双方向の住民サービスの提供、産業や教育での活用、町村間・地域間交流への利活用などの期待が見込まれる。

## エ 地域間交流の促進

1 果樹オーナー制度は、年数回の運営会と交流会、収穫体験を行って、今後はオーナーの拡大を推進する。

- 2 いきものふれあいの里は、キャンプ場が平成15年度は666人が利用し49万円の使用料収入、平成21年度は1,033人で84万円と増加しており、又、ネイチャーセンターでのイベント参加も平成15年度は1,196人、平成21年度は1,869人と増加傾向にある。今後さらにイベントへの参加を県と協調し、PRを拡充する。
- 3 平成15年度に中央運動公園が完成した。それまでの村のスポーツ・レクリエーション活動は、小・中学校の運動場を利用してきており非常に不便をきたしていた。今後は、各種諸事業活動や村内外の人達との交流の場として、又、住民の主体的な活動促進の場・健康増進の場として地域の活性化を図る。
- 4 しゃくなげ市は、毎月2回開催を毎日曜開催に向け交流を推進する。
- 5 地域おこし協力隊等の活動は、村全域に広げられるよう事業の周知に努める。

### **(3) 計 画**

#### **ア 道 路**

- 1) 国道・県道全線2車線化の早期実現を図る。特に徳島市とを結ぶ上八万～一ノ瀬バイパスについて早期完成を目指す。
- 2) 村道は地域活力基盤想像交付金事業・過疎対策事業・村単独事業等により幹線の1, 2級線を中心に整備を促進するほか、小規模路線整備を起債村単独事業として実施し、通勤通学及び農林業産物輸送路としての生活ネットワークの整備を進める。

#### **イ 交 通**

本村の道路は、曲線箇所が連続しているため、これが交通事故発生の一因ともなっている。このため村、警察署、PTAが中心となり、交通事故の絶滅を期して安全運動を展開しているが、依然としてスピードの出し過ぎやドライバー等のモラルの欠如とあわせて事故が発生しており、根気強く啓発活動を推進する。

#### **ウ 通 信 施 設**

インターネットに代表されるように情報通信は日々進展するような状況から、時代に応じた機器の更新を行い、安定的なサービスの提供を行う。また、住民への情報伝達手段として既に構築されているデジタル設備の特性を活かした双方向通信及び映像での機器整備を推進する。

#### **エ 地 域 間 交 流 の 促 進**

都市との活発な、地域間交流が進み、活力あふれる村づくりを進める。又、特産す

だちをPRした「阿波踊りすだち連」を盛り上げ、県内外での活躍と充実を図る。

## オ 事業計画

具体的な事業計画については巻末の別表のとおりである。

# 4 生活環境の整備

## (1) 現況と問題点

### ア 水道施設

本村の水道施設は、簡易水道3施設、簡易給水施設1施設である。他に集落組織による管理の水道施設がある。平成22年3月現在の給水人口は2,380人で普及率は76.9%である。なお、給水人口は減少傾向にある。施設については、老朽化がみられるほか、散在する集落についても飲用水供給対策が望まれる。

### イ 廃棄物処理施設

#### 1) ごみ処理

生活水準の向上に伴い、廃棄物は量的な増大と質的にも多様化している。

本村におけるごみの収集は可燃物（週1回）、粗大廃棄物・廃家電製品を（年4回）、23箇所のごみ集積所で資源ゴミを分別収集し外部委託により処分している。

しかし、多様化し増大する一方のごみに対して、分別の徹底、減量化に努めているが、粗大ごみを含めた抜本的な対策が必要である。

#### 2) し尿処理

し尿処理は昭和52年度から事業を開始した小松島市外三町村衛生組合は施設老朽化のため、平成12年3月に近代的施設として新設したしらさぎ浄園で、処理能力1日当り87KLの最新技術機械で処理を行っている。

#### 3) 環境衛生の向上

本村の環境衛生対策は、し尿、ごみ処理、道路河川清掃等の各種事業を推進している。

### ウ 消防

村民の生命、身体、財産を守る消防団員の使命の重要度が、年々増す中、平成20年、新府能トンネルが開通し、国道438号線の交通量は飛躍的に増加し、重大事故の起こ

る危険性は高まっている。

本村の消防力は、分団数7、団員数150名で組織され、小型動力ポンプ13台、小型動力ポンプ積載車9台を有している。しかし近年、消防団員は、村外転出や通勤等により昼間の在村者の減少で、事故や火災の対応も十分に対応出来ない状況になりつつある。

## エ 集落排水

家庭雑排水の処理を含む下水処理については、平成3年度集落排水施設整備に取り組み現在6地区で共用し、平成16年度完成の高樋地区を含めた処理戸数は702戸となる。合併浄化槽設置107戸を合わせた村全体の整備率は85.8%となる。今後は人口減少に伴う施設の統廃合及び未整備地区の対策が課題となっている。

## オ その他

村外に転出、移転等により村内に空き家が見受けられる。他町からの定住希望者があれば、村で実態を把握したい。

また、今後30年以内に60%程度の確率で発生するといわれる南海地震に備えるために、昭和56年以前の木造住宅を把握し、耐震化を推進することが課題である。

## (2) その対策

### ア 水道施設

#### 1) 水の安定供給

##### 1 施設の整備

施設の改良等については昭和63年度から平成13年度にかけ整備された。

平成26年には、4つの水道施設を統合し、佐那河内村簡易水道として運営し水資源確保を図る。また未設置の集落についても、各種補助制度の活用によって、飲料水の安定供給に努める。

##### 2 水の有効利用

水利用者に対して節水協力を求めるほか、老朽管の取り替えなどにより漏水の防止に努める。

#### 2) 水質の保全

水源の汚濁防止や水質保全のため、住民協力や関係機関との連携によって、水源の環境保全をはかる。

## イ 廃棄物処理施設

### 1) ごみ処理

#### 1 ごみ処理に対する意識啓発

各家庭で処理できるごみについては，分別収集，減量化を積極的に行うようにゴミ分別推進員を47常会90名に依頼し啓発する。

#### 2 収集体制の強化

ごみの効率的な収集処理のため，ごみの分別について住民に協力を得るよう周知指導を徹底する。また収集を安全，効率的に行うための改善と充実をはかる。

#### 3 処理施設の整備

不燃物処理施設は，経年による能力低下と収集量の増大に伴い，改修及び取り替えによる能力向上をはかるなど可燃物，粗大ごみを含めて検討し整備充実をはかる。

### 2) し尿処理

し尿浄化そう設置家庭等に対し民間委託業者による収集が定期的に行われるよう指導を強化する。また合併浄化槽設置の推進を図る。

## ウ 消 防

### 1) 消防体制の強化

#### 1 消防力の整備

大災害時に必要な，救命資機材や備蓄品の保管，また，的確な指示，状況把握のできる中核となす本部施設の充実を図り，団員には，消防，救助に必要な知識及び技術の教育訓練を受け迅速な行動が出来るべく，必要な施設の充実に努める。

#### 2 消防水利の確保

初期消火のため，今後とも防火水槽を計画的に設置するほか，簡易水道設置地区では，消火栓の増設に努め水利を確保する。

### 2) 火災予防対策

火災を未然に防ぎ，村民の安心安全を確保するために，各種団体，小中学生や一般村民参加の防災訓練を実施し，一般家庭や事業所等に対しても広報活動を行い防火思想の高揚に努める。

### 3) 消防救急無線のデジタル化

消防デジタル無線は平成28年5月末日までに県下的にデジタル方式で整備するこ

とになっており、本村でも全国共通波を受けるために整備に向けた努力をしなければならない。

## エ 集落排水

集落衛生環境の向上を図るため、集落排水事業を実施し、平成17年度完成の高樋地区を含め村内の80%の人口をカバーすることとなる。その他区域において合併浄化槽設置の推進を図る。

## オ その他

村内全域で何らかの方法により地区ごとの調査を行い、空き屋マップ・地域資源マップなどを作成し、集計後、順次対応出来るように努める。

また、倒壊等の恐れのある住宅すべての耐震性向上を目標に掲げ、徳島県や徳島県建築士事務所協会等と連携しながら、木造住宅の耐震診断・耐震改修支援や耐震化工事を含むリフォーム工事支援など、様々な耐震化支援の推進を図る。

## (3) 計 画

### ア 水道施設

既存の簡易水道供給施設の改良整備は完了したが、4つの水道事業は、全て事業統合して一本化し、佐那河内簡易水道事業とする。簡易水道未加入地区への簡易水道普及を図る。

### イ 廃棄物処理施設

生ごみ処理については、たい肥化の推進を行い減量化に努めると共に生ゴミ処理機の補助を行う。

多様化し増大する一般廃棄物処理は老朽化した施設を整備し、また分別による資源ごみの処理としてストックヤード等の施設整備を推進、それに対応する。

ごみ処理施設整備は、広域化により徳島東部地域環境施設整備推進協議会（徳島市、小松島市、勝浦町、佐那河内村、石井町、松茂町、北島町）において広域処理基本計画に基づき取り組む。

し尿処理については、今後も広域組合体制を強化し、処理率を高める。

### ウ 消 防

消防団の組織体制の強化、団員の安全装備の充実をはかり、防火水槽は計画的な増設をし、水利の確保に努める。

## エ 集落排水

農業集落排水事業は、農業集落排水総合対策計画に基づき、6施設が平成17年度で完成した。しかし、早期に整備された寺谷地区は供用開始から17年を経過していることから、施設及び設備機器にかなりの劣化が見られ、今後の水処理性能に悪影響を及ぼすことが予想されるので、汚水処理量に余裕のある高樋地区と統合することで機能強化を図る。

また、農業集落排水事業地区以外の区域について合併処理浄化槽設置に重点を置き、計画的な推進を行い、各家庭・事業所等から排水される汚水処理率の100%を目指す。

## オ その他

空き家、地域資源等、リストアップを図り改修工事などを含めた有効活用を図る。

また、木造住宅の耐震診断・耐震改修支援を利用してもらうための広報や啓発活動に努めることと、村内の施工業者を利用して、現在居住している住宅の改修工事を行う者に対し補助金を交付することにより、住宅環境の向上に資するとともに、経済危機対策として村内産業の雇用創出を図る、住宅リフォーム補助事業を推進する。

## カ 事業計画

具体的な事業計画については巻末の別表のとおりである。

## 5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ア 保健衛生

わが国では、生活環境の改善、医学の進歩、経済成長などにより、平均寿命は伸び、生活も豊かになってきた。一方で、高齢化、生活様式の変化などにより、生活習慣病の増加や、これに起因した痴呆、寝たきり等の要介護状態等になる者の増加、また、それに伴う医療費・介護費用等の増大は、社会問題となっている。

こうした状況に対応し、21世紀をすべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするため、国では、疾病の早期発見や治療といった「二次予防」にとどまらず、生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病等の発病を予防する「一次予防」に重点をおいた国民健康づくり運動『健康日本21』が、進められている。徳島県においても、この運動に対応し、県における健康づくり運動『健康徳島21』の取り組みを進めている。

また、出生数の低下等による少子化の進行も顕著となっており、未来を担う子ども達を育てる育児支援対策も重要な課題となっている。

村でも、高齢化率が全国平均、県平均を大幅に上回り、本格的な高齢社会を迎えており、また少子化も進行しています。すべての住民一人ひとりが、いつまでも笑顔で安心して健康に暮らせるよう、『すこやかさなごうち21』を定め、健康づくりの推進を図るものとする。

#### イ 老人福祉

国民の生活水準は衛生水準の向上、医学や医療技術の進歩も相まって、我が国の平均寿命は、著しく伸長し、世界に例を見ないスピードで高齢化が進行している。また、介護を必要とする高齢者の発生率は、加齢に伴い上昇するものであり、高齢化の進展とともに介護を要する高齢者も急増し、介護の問題は国民の誰にでも起こりうる問題となってきており、今後、この傾向はますます進行するものと予測されている。

こうした現状認識のもと、村においては、高齢者の立場に立って一人ひとりが長生きして良かったと誇りをもって実感できる、心の通い合う連帯の精神に満ちた豊かで活力のある社会を確立し、個人の自立や家庭の役割を支援し、住民の活力維持、増進とともに、自助、共助及び公助の適切な組み合わせにより安心できる暮らしを確保する必要がある、すべての高齢者を対象とした福祉を推進しなければならない。

## ウ 障害者福祉

本村の障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児・難病）の状況は、年齢層として比較的高齢者の占める割合が高く、そのため老人福祉と一体化して考える必要があるが、一方若年者が少数であるがゆえに村として具体的な対策がまだ十分でない面が多い。一例をあげれば、在宅の障害者に対するサービスの向上や、今後ノーマライゼーションの面においても地域社会の理解や住民ボランティアの活動の充実等、障害者の個々の内容、程度、ニーズに応じた適切なサービスの提供をしなければならない。

## エ 児童福祉

本村には、就学前の保育に欠ける乳児・児童を保育するため公立保育所を1箇所（定員70人）設置している。平成11年度に改築工事を行い、乳児保育の充実とともに保護者の就労形態に応じ、11時間保育を実施している。又、地域の子育て家庭対象に、保育所施設を広く開放し、子育て相談等も行っている。

また、児童福祉の全般的な問題として行政は勿論民生児童委員、地域住民との連携により積極的に児童・青少年健全育成、非行問題の解決に取り組まなければならない。

少子化対策においては、子育てがしやすい環境づくりとして学童保育・ファミリーサポートセンターの充実を推進するとともに、若い世代が定住し、合わせて地域住民等の生活環境整備も平行して整備する必要がある。

## （2）その対策

### ア 保健衛生

「すこやかさなごうち21」の計画に基づき、健康な村づくりに取り組み、住民の健康寿命の延伸を目指す。

健康づくりは、住民一人ひとりが健康に気をつけていればよいというようなものではなく、また行政だけでも推進できるものではない。

健康づくりのための情報提供、支援体制などを整え、一人ひとりが健康づくりへの実践行動をする、そして地域全体で健康づくりを支える、こうしたそれぞれの活動を結びつけていけるような事業を推進する。

### イ 老人福祉

価値観、生活ニーズの多様化により、高齢者が健康で生きがいある生活を送りたいという要望は、これまで以上に高まり、多様化してくるものと思われ、高齢者の自立

支援は介護保険制度だけで達成されるものではなく、介護保険以外の保健福祉サービスや地域住民も参加した様々な活動などにより、生活全般を支援していく必要があることから、地域の創意工夫による要介護状態の軽減、悪化の防止や要介護状態となることへの予防対策、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯をはじめとした高齢者等への生活支援のほか、生きがいつくりや学習会といった総合的且つ一体的に提供する施策、事業の推進を講ずる必要がある。

## ウ 障害者福祉

障害者が地域で健常者と同じように、暮らしていける社会の確立や、障害者の社会参加の障壁を取り除こうとするバリアフリーをより具体化するため、障害者問題について、広報誌や各種団体をつうじての研修会を開催する。

また、保健・医療の連携により障害を出来るだけ早期に発見し、早期治療へと導くことが障害の軽減となる。そのための健康教育・健康相談・健康審査を定期的実施する必要がある。

障害者の生活の充実のため在宅福祉サービスと施設福祉サービスとをきめ細かく提供出来るよう地域福祉の体制づくりを推進するとともに、雇用問題においても可能なかぎり雇用の場に就くことができるよう体制づくりを図る。その他の社会参加活動においても自立に向けた基礎づくりを行い、障害者と健常者が共に参加できるような事業を推進する。

## エ 児童福祉

### 1) 保育所

低年齢児入所の円滑化、特別支援保育の促進、次世代育成支援事業（地域交流活動・食育）に取り組むための保育内容の充実、保育士等の確保に努める。

### 2) その他の児童福祉

児童は、将来の村の担い手として、心身共に健全に育成しなければならない。従って多様化する保護者や家族の社会生活において、放課後の保育の必要性などニーズに合わせた取り組みや、地域社会が児童のために取り組むボランティア活動など児童の健全育成に取り組む。

### (3) 計 画

#### ア 保健衛生

「すこやかさなごうち21」の計画に基づき、地域住民の意識変化やニーズの多様化  
また、各種施策の見直し等による変化等に対応し、効果的な実施を図るため定期的  
に計画目標の評価を行い見直しを行う。

#### イ 老人福祉

- 1 介護サービスの事業者等の情報を提供するため、データベースの整備・相談窓口  
の設置・広報活動及び研修会の開催等介護保険の円滑化事業の実施を行なう。
- 2 高齢者の介護サービスについては、これまで老人福祉と老人保健の2つの異なる  
制度のもとで提供してきたが、介護保険制度の実施で、保健・福祉・医療の各分野  
における情報を一元的に管理し、個人のプライバシーや人権に留意しながら行政・  
施設・地域のネットワークづくりを行う。
- 3 在宅の高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らし続けるために介護予防  
対策（寝たきり防止・寝たきり予防対策・緊急通報体制の整備・筋力アップ等健康  
の保持増進と生活習慣の改善）の推進と生活支援対策（配食・住宅改修及び相談・  
生きがい対策通所事業・生活管理指導短期宿泊・訪問事業）を行なう。  
また、過疎化に伴う公共交通機関の利便性の低下に対する方策として外出支援事  
業、増加の傾向にある、独り暮らし高齢者・高齢者世帯の生活支援としての方策を、  
地域、事業所・行政の協働して検討とする。
- 4 村は、高齢者を支える家族介護に対して家族介護支援（介護教室・徘徊高齢者に  
対する支援。ほのぼの介護手当の支給）を行なう。また、住民が地域ぐるみで支え  
あうボランティア活動を推進するボランティアセンターづくりに取り組む。
- 5 老人が学習や趣味活動を通じて、老人の生きがいや老人相互の親睦を深め充実し  
た老後生活が営めるよう、老人クラブ等の社会参加活動の育成を行なう。
- 6 在宅支援のため地域包括支援センターとの連携により、上記1～5のそれぞれの  
事業が円滑かつ総合的に推進出来るように「地域ケア会議」を開催、保健・福祉・  
医療の各分野の意見等をもって高齢者等のひとり一人のニーズに合った事業を展開  
する。

#### ウ 障害者福祉

- 1 障害者の問題について周知するため、広報紙・パンフレットなどの媒体を通じて  
広く村民の啓発につとめる。

- 2 健康教育・健康相談・健康健診等を保健事業により推進し、早期発見や健康管理につとめる。
- 3 障害者の日常生活を容易にし職業能力を増進するため、重度の障害者については、重度心身障害者医療の助成事業や日常生活福祉用具に対する助成事業を行なう。
- 4 在宅の障害者に対し、訪問指導の充実を図るほか高度な専門知識を必要とする難病患者等については、保健所や主治医との連携を密にし効果的な訪問指導を行なう。
- 5 公共施設等におけるバリアフリー化を推進するとともに、民間建築物についても障害者が円滑に利用出来るよう情報の提供等につとめる。
- 6 障害者が安心して暮らせる環境を確保するため、火災、風水害、急病等に迅速に対応できるよう防災等ネットワークづくりにつとめる。

## エ 児童福祉

- 1 保育所において乳児、低年齢児保育、特別支援保育、次世代育成支援事業の充実に努める。
- 2 平成 20 年保育所保育指針の法定化、大綱化に伴い、地域の実情に即した保育が展開できるよう、保育内容の創意工夫、保育士の資質の向上を図る。
- 3 特別支援保育においては、行政、児童相談所はじめ療育機関と連携をとりながら小学校、中学校への継続した取り組みをする。
- 4 地域社会が児童のため取り組むボランティア活動を支援する。
- 5 ファミリーサポートセンターの利活用を推進する。
- 6 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行う。
- 7 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- 8 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保する。

## 6 医療の確保

### (1) 現況と問題点

本村の医療施設は、私立1医院の内科の診療項目で、医師1人によって医療活動が行われている。入院施設がないことから、重病患者等については殆ど徳島市、小松島市の病院に依存している状況であり、救急医療等を含めて、医療体制の整備は緊急な課題である。

休日深夜等における救急医療については、在宅当番医制が設けられ、病院群輪番制、小児救急医療体制、さらに第三次救急については全て村外の医療機関であり、ことに夜間の救急医療は今後積極的な対応が必要である。

一方、食生活、生活様式、人口の高齢化なども関連して、いわゆる生活習慣病が増加している現状で、早期発見、早期治療の効果をあげるための特定健診・特定保健指導の普及指導を進めるなど、健診予防体制を充実する必要がある。

又、少子化の進行に伴い、児童環境づくり対策は、その重要性が高まっている。

### (2) その対策

住民の健康を確保するうえで最も大切なことは、疾病の予防と医療体制の整備である。疾病予防には、本人自らの健康管理が必要であるが、これに加えて早期発見、早期治療のための健診体制と保健指導の充実をはかっていく。

また、住民は身近で適切な医療を受けられることを望んでいるため、地域医療の強化、救急医療、休日夜間における円滑な医療の確保等、県の広域医療対策とも関連させながら、医療体制の改善充実を積極的に進める。

### (3) 計 画

ア 救急搬送車には、医療処置ができる救急救命士・医師又は看護師等の配備充実を図るとともに、初期医療に対応すべく機器類の搭載を緊急に整備に努める。

イ 保健活動を強化して、妊産婦、乳幼児、高齢者、障害者等にいたるまで、その過程に応じた健康教育を推進し、保健思想の高揚をはかる。また、生活習慣病対策や予防対策を充実する。

ウ 具体的な事業については、巻末の別表の通りである。

## 7 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア 学校教育

本村の教育目標を、心身共に健康でたくましく、生命や人権を尊重し豊かな心と個性を育み生涯にわたって自ら学びを創造していく教育を推進するとしている。

このうち、学校教育では、家庭教育や社会教育との連携を保ちながら、児童生徒の知育、徳育、体育の調和のとれた人間性豊かな育成を目指している。

そのためには、教職員の資質、指導力の向上に努めるとともに、児童生徒の個性と能力に応じた教育を、充実した学校生活の中で行う必要があり、教育内容の精選充実と合わせて教育施設、設備等教育環境の整備を進めなければならない。

#### 1) 義務教育の概要

本村は、小学校・中学校がそれぞれ1校ずつで、平成23年4月に小・中学校一体型校舎として開校した。児童、生徒数については過疎化、少子化のなかで、平成21年度と平成25年度の五年間を比較してみると、小・中学校で12人（7.7%）減少している。

#### 2) 学校施設

本村は、平成23年4月より、小中一体型校舎が開校し、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造の2階建、延べ床面積5049.27㎡であり、太陽光発電施設の設置や県産材をふんだんに使った環境に配慮した校舎で小中連携教育を軸に学校教育を行っている。

今後、連携教育の検証・改善、校舎の点検・整備を行い、質の高い教育の環境整備を行う必要がある。

#### 3) 健康と安全

生活水準の向上によって、児童生徒の体位の伸びは、めざましいものがある。しかし、一方では、体力不足や近視、う歯などの罹患率の増大などがあり、心身ともたくましい児童、生徒を育成するための保健対策が必要となっている。

また、交通事故や学校生活の中での事故防止、不審者に対する安全確保を図らなければならない。

学校給食では、地場産農産物を使用した安全でおいしい魅力のある学校給食の提供を図る必要がある。

#### 4) 特別支援教育

心身に何らかの障害をもつ児童生徒に対する教育は、将来社会において自立し得るよう、その適正や障害の程度に応じた教育をきめ細かく行う必要がある。そのため、小中一貫性のある適正な就学指導の体制や施設設備の充実と合わせて、医療、福祉などの諸対策と連携した総合的な施策推進が必要である。

#### 5) 教育の近代化

教育の近代化を推進するため、これまでコンピューター教室や電子黒板の導入及び施設整備に努めてきた。今後も近代的教育機器の積極的な導入とともに、教育課程や指導方法の研究、研修を一層充実し、たゆまない教育活動を推進することが必要となってきた。

#### 6) 人権教育

学校における人権教育は、基本的人権を尊重し、差別を解消することによって全ての国民が自由で豊かな生活を営むことのできる社会を築くことを目的とするものである。

そのためには、全ての教職員が人権教育について正しい教育観を確立し、教育計画に基づく意欲ある実践活動、全ての教科等、教育活動に位置づけた指導に努め、差別を解消する能力を身につけた児童生徒の育成を図る必要がある。

### イ 生涯学習・社会教育

村民の学習ニーズに応じ、地域の人々が共にふれあい学びあうことができるような生涯学習体制の構築を図る必要がある。

このため、村民多くに多角的な視点から生涯教育・社会教育に関心を持つきっかけ作りが重要であると共に、社会教育に必要な資質を身に付けた推進者、指導者の養成を図り、社会教育関係団体の活性化を促進することが必要である。

また、本村は社会教育施設が脆弱であるため、今後施設の充実を図る必要がある。

#### 1) 青少年教育

学校・家庭・地域社会が連携を深め、青少年の健全育成を図らなければならない。また、子供たちの生活において、異年齢の仲間集団によって連帯感や協調性を育むと同時に自主性、創造性を培うための体験学習が必要である。

今後は、地域団体やNPO等の育成と連携により、活動の充実を図ることによって、少年の地域での集団生活活動を通じて、社会性のかん養と心身ともに健康でかつ明朗な創造性豊かな青少年育成に努めなければならない。

## 2) 成人の学習活動の充実

近年、社会環境が著しく変動する背景を受けて、生涯にわたって学習する必要があるという人々が増えてきている。

現代社会に対応する実践的学習や情報が必要であり、進取する意欲を持つ人々に対しては、引き続き地域のよさや実態を含めた、教育を受ける体制を整備していかなければならない。

## 3) 青少年対策

青少年をとりまく社会環境はますます悪化の傾向にあり、問題行動が多様化悪質化潜在化してきている。

このため青少年育成村民会議を中心に学校、PTA、地域住民等の協力のもとにきめ細かい指導と運動の強化が必要である。

## 4) 人権教育

これまで学校での人権教育と社会人権教育の連携を図りながら、人権啓発運動を推進してきた結果、同和問題を中心とする人権問題に対する理解と知識は高まってきた。しかし、いまだに無関心な人や、偏見や差別意識が存在しているため、人権問題の解決が村民一人ひとりの責務であることをさらに徹底させ、一層の人権教育の推進に努めなければならない。

## 5) 社会教育施設

社会教育の広範な諸要求は、自己向上とともに、地域社会の連帯意識や自治意識の高揚となるものであり、その活動と学習の場となる社会教育施設もそれらに対応し得るものでなければならない。

これまで本村においては、公民館、老人憩いの家、生活改善センター、農業総合振興センターのほか地域運動広場などの各種施設が設置され、生涯学習の場として広く利用されているほか、平成21年度には社会体育施設として、ナイター施設を備えた中央運動公園が完成し様々なスポーツに使用されている。

また、西ノハナ運動施設に関しては、村民体育館の天井改修が平成25年度に行われ、住民の安全な利用が期待されるが、佐那河内中学校跡地利用として、安全面、利便性の面から利用の検討が求められている。

## ウ 体育、スポーツ、レクリエーションの振興

健康長寿の関心や生活習慣病対策など、住民の健康志向にともなって、スポーツ、

レクリエーション活動に対する村民の関心が年々高まってきている。

このような状況のなか、平成19年度にさなごうちスポーツクラブが発足し、家族、地域、職場、学校などの枠組みを超えて、自主的な活動が増加している。

今後においても身近なところで気軽にスポーツに親しめ、村民の誰もが参加できるスポーツ活動の普及と各施設の充実及び指導者の養成に努め、村民の自主的な健康づくり、体力づくりを推進する必要がある。

## (2) その対策

### ア 学校教育

#### 1) 義務教育

##### 1 教育環境の整備充実

本村は、平成23年4月に県内では初めて小学校・中学校一体型校舎での連携教育が始まっている。教材、教具の充実、コンピューターの更新等、近代的教育機器の導入についても積極的に進めているが、今後、その検証を行い、質の高い環境の中でよりよい教育を実践し児童、生徒の流出を防ぐ。

##### 2 教育内容の改善充実

学校の教育目標を具体化するため、9年間を見とおしたカリキュラムを編成・実践し、子どもたちの心理的、身体的発達段階に応じた計画的・継続的な学習指導・生徒指導が可能となり学力向上と個性を豊かに伸す。

また、幅広い異年齢集団による活動や地域の行事等への参加を地域の人々との連携により、郷土への誇りと広い視野を持ち、新たな価値を創造し、未来を切り拓く人を育てる。

そして、小・中学校教職員の相互協力・理解により、子どもの発達に応じた指導力向上や意識改革を図る。

##### 3 安全教育の徹底

児童生徒に対し、安全についての知識理解を深め、安全行動の習慣化をはかるよう実践指導の充実に努める。さらに家庭、PTA、地域及びその他関係機関との連携により、事故防止、不審者に対する安全確保に努める。

##### 4 健康教育の充実

教育活動の中に、保健体育を適切に位置づけ、積極的な体力づくりに努め、心身ともにたくましい児童生徒を育成する。

また、学校医、保健所、家庭などの連携のもとに、健康診断や健康相談を充実するなど児童生徒の健康の保持増進に努めると同時に、社会教育との連携によっ

て体力づくりを促進する。

さらに、学校給食については、地場産農産物の使用を拡大し、体験学習を行い生産者との交流を図り、食の理解を推進する。

## **2) 人権教育の推進**

人権教育に対する教職員の資質と指導力の向上を図るため、全職員の研修会や校内研修会等の充実に努め、人権教育に対する基本的態度を確立する。

また、児童生徒の発達段階や地域の実情に即した教育内容や指導方法を充実し、小中一貫した人権教育の推進に努める。

## **3) 特別支援教育の充実**

個に応じた指導、個性を生かす教育を推進し、一人ひとりの子どもの的確な実態把握に基づき、それに応じた適切な指導内容・方法を工夫して継続的・発展的な指導を行う。

# **イ 生涯学習・社会教育**

## **1) 社会教育の基盤整備**

### **1 施設の拡充整備**

村民が社会活動を展開するための地域拠点施設としての公民館など類似併用施設の整備を進めてきたが、村民の多様な学習ニーズに応えるために、機能に応じた設備等の充実をさらに図るとともに、地域の防災拠点施設として指定しているため、今後の耐震診断の結果により施設改修工事も視野に入れた施設整備を図る。

また、図書館については、現在、農業総合振興センターの1室に蔵書されており、ほとんど利用出来ない状況のため、抜本的な整備を図る。

### **2 指導体制の確立**

村民の学習要求の高度化、多様化に対応するため、社会教育指導者の計画的養成と資質の向上を図るとともに、ボランティア指導者の発掘等指導体制の確立に努める。

### **3 産官学連携**

村民の多様な学習ニーズに応えるため、地域内外のNPOや企業、大学などと連携を図り、調査研究や先進的な学習や体験の機会を提供することに努める。

## **2) 社会教育活動の振興**

### **1 団体、グループ等の育成**

自主的な学習サークル活動の組織化を図るとともに、各種機関、団体等の連携をはかることによって、各種学級集団の育成に努める。

## 2 村民意識の高揚

地域への誇りや郷土心の醸成を図るため、本村の伝統・文化をテーマとしたワークショップや村民各層の特性や能力に応じた学習内容を選定し、効果的な学習方法を確立するとともに、社会教育に対する村民意識の高揚に努める。

## 3) 社会教育活動の充実

### 1 青少年教育

子どもたちの自主性、創造性の培養と、心身ともに健康な青少年育成のための、青少年団体の組織強化と指導者の養成確保に努めるとともに、集団による宿泊野外訓練を通じて自然に親しませ、学校、家庭で体験できないものを学習させる。

### 2 成人の学習活動の充実

社会生活に必要な新しい知識や技の習得を主体として、各種学習の機会を拡充するとともに自主的学習活動強化のため指導者養成や学習組織づくりを進める。

## 4) 青少年対策

### 1 非行防止

家庭、学校、地域社会が一体となって、非行化防止に取り組み、村民運動として青少年保護育成のため諸活動を推進する。

### 2 健全育成

地域あるいは職場における青少年団体、グループサークルの育成を図るとともに、その活動の活発化、指導体制の確立を図る。

また、青少年育成村民会議の組織を充実し活動を活発化する。

## 5) 社会人権教育の深徹

### 1 推進体制の充実

村人権教育研究協議会の組織拡充に努めるとともに、委員、職員の資質と指導力の向上を目的とした研修会を計画的に実施し共通的理解のもとに積極的な教育活動を推進する。

### 2 学習活動の充実

公民館をはじめ各種学級講座等の人権教育を明確に位置づけるとともに、学習機会の拡充をはかり、人権問題のための学習活動を推進する。

### 3 啓発運動の充実

各種広報，啓発冊子，パンフレット等による人権意識の高揚を図り，差別をなくする村民運動を推進するよう社会教育の推進に努める。

## ウ 体育，スポーツ，レクリエーションの振興

### 1) 村民スポーツの普及

#### 1 村民スポーツの確立

体力の増進とコミュニティをめざして村民スポーツにふさわしい誰もが取り組めるための年齢，体力に応じた種目の拡大，ルールの簡素化等について検討する。

#### 2 指導体制の整備

専門的技術を身につけた熱意ある指導者を養成するため，体育指導委員等のスポーツのリーダー研修を行い，資質の向上と実践力を養う。

#### 3 スポーツ教室，講習会等の充実

スポーツ，レクリエーションの参加を拡大するため，さなごうちスポーツクラブや関係団体との協力をもとに誰もが気軽に参加できる各種スポーツ教室，競技大会，講習会を開催する。

#### 4 団体グループの育成

村体育協会の組織強化を図るとともに，さなごうちスポーツクラブへの助成と連携を図ることで，自発的なスポーツグループの結成を促し，誰もが参加し，村民の交流を促すことのできるスポーツ，レクリエーション活動を推進する。

### 2) スポーツ施設の整備

#### 1 各種スポーツ施設の整備

本村ではこれまで小・中学校の運動場や屋内運動場の開放による併用利用と，日常生活に密着したスポーツ活動をめざして，用地借用による地域運動広場の整備に努めてきた。平成21年度には社会体育施設として，ナイター施設を備えた中央運動公園が完成し，多様な利用が期待できるため，設備の内容充実に努める。

2 小・中学校の運動場は，屋内運動場とともに，体育，スポーツの中核施設として利用してきた。今後ともスポーツ活動の進展に合わせた設備の充実に努めながら，一般村民の利用を進めていく。

3 佐那河内中学校校舎跡地利用として，今後グラウンドや体育館，校舎の一部を社会体育施設としての施設整備及び設備の内容充実に努める。

### 3) 野外活動施設と整備

子供から老人にいたるまで全ての村民が，余暇時間を有効に活用し，心身ともに潤いとゆとりある生活を送るため，中央運動公園の充実に努めるとともに，運動広

場の拡充及びキャンプ場、遊歩道、四国の道、高原広場等の野外活動施設の整備とその活用を促進する。

### **(3) 計 画**

#### **ア 学校教育**

- 1) 児童生徒の学校教育指導の充実と特色ある教育環境を整備するため、専門的技術を有する助教員を配置する。
- 2) 遠距離通学児童の通学バス対策として、通学費の村費助成を講ずる。
- 3) 教育内容及び方法の近代化に対処するため、教材、教具の整備充実を図る。
- 4) 小中学校の英語教育を推進する。
- 5) 中学校の免許外教育の解消を図る。
- 6) 学校給食センターにおける地産地消の推進強化を図る。

#### **イ 生涯学習・社会教育**

- 1) 村民の多様な学習ニーズに応えるため、地域内外の組織と連携を図り、調査研究や先進的な学習や体験の機会を提供することに努める。
- 2) 公民館組織を充実するとともに公民館施設として、地区分館体制の充実のため類似施設のネットワーク化と機能の強化を図る。また、各種団体の育成を図る。
- 3) 地域の防災拠点施設として指定しているため、今後の耐震診断の結果により、施設改修工事も視野に入れた施設整備を図る。
- 4) 郷土心の醸成を図るため、地元学をテーマとした各種ワークショップを開催する。
- 5) 人権問題の解決を図るため、村民に対する人権問題の学習、啓発を推進する。
- 6) 地域の特性を活かした青少年の健全育成を図る。
- 7) 読書活動を盛り上げるため、県立図書館を核とした広域ネットワークを強化するとともに村立図書館の整備を図る。

#### **ウ 体育、スポーツ、レクリエーションの振興**

- 1) 中央運動公園及び各社会体育施設の機能充実を図る。
- 2) 健康づくり、体力づくりを進めるとともに、交流によるふるさとづくりを推進するため、スポーツの振興を図る。
- 3) 総合型地域さなごうちスポーツクラブと連携したスポーツ、レクリエーション活動を推進する。

## エ 事業計画

具体的な事業内容については巻末の別表のとおりである。

# 8 地域文化の振興等

## (1) 現況と問題点

### ア 地域文化の振興等の方針

本村に伝えられる伝統文化の保存，新しい文化の創造に努めると共に，地域社会において自主的な文化活動が行われるよう普及を図るとともに，潜在的に継承されている地域文化の再興と文化活動振興の環境整備を，村民の総意において促進することが必要である。

### イ 地域文化の振興等に係る施設の整備

村民自ら生きがいと精神の豊かさや潤いを求めて，日常生活の中で美術，音楽，演劇，舞踏，文芸，民族芸能など，個人としてあるいは団体，グループを通じてその活動が展開されている。

このため将来に向かって新たな芸術文化創造への多様な活動が，村民生活のなかに定着させるための施策と文化協会を中心とした組織育成が必要である。

また，生活に密着した地域文化を重視する観点から，郷土芸能，伝統工芸の技術保存，伝承がこれまで以上に重要性を増している。

また，史跡等文化財や生活民具などの民族文化財も郷土の歴史と文化を知るうえで貴重な遺産であり，今後の保護管理を強化することによって次代に引継ぐ責務がある。

## (2) その対策

### ア 文化施設の整備

- 1) 郷土の歴史，文化，自然に対する正しい理解と愛情を育むとともに，新しい文化創造を進めるためにも必要な民族資料展示室の充実，図書館の整備，村民多数を収容できる文化施設の整備を検討していくものとする。

### イ 文化活動の振興

#### 1) 文化施設等とのネットワーク化

村民が文化活動を活発化するため，公民館等の社会教育施設の充実を促進する。

## **2) 各種学級, 講座等の充実**

地域住民の自主的な文化活動に対し、行政は側面的な支援に努めるとともに、文化協会や公民館活動、地域組織との連携を深め、芸術文化に関する各種学級、講座を充実し、指導者やリーダーの養成を進める。

## **ウ 伝統文化, 文化財の保護継承**

### **1) 文化財の調査と保存**

本村における文化財等を把握するため、文化財調査、収集整理、記録等を計画的に実施し、その保存と活用を図る。

### **2) 伝統文化の保存と継承**

郷土が育んだ伝統芸能や祭礼行事あるいは技術等を後世に伝えるため、その保存者や保存団体への援助とともに、村民の協力と認識を高めることによって、保存の奨励に努め、次代への継承を図る。

## **(3) 計 画**

### **ア 芸術文化の振興**

- 1) 史跡等文化財や生活民具、郷土芸能、伝統工芸の技術を保存し、伝承するため、佐那河内中学校の展示会場を充実するとともに、村内にある有形無形の文化財等を広報し、より多くの村民に認識を深める仕組みを構築する。
- 2) 今後は、公民館活動や文化協会が地域文化振興の中心となるため、組織の充実を図り拠点となる施設を整備する。

### **イ 事業計画**

具体的な事業計画については巻末の別表とおりである。

## 9 集落の整備

### (1) 現況と問題点

本村には、一集落3戸～27戸で構成する47集落が点在しているが、人口の減少等により、一部地域には、高齢化により生産機能が著しく低下したり、相互援助を中心とした共同体活動の維持が困難になってきているところがある。

こうした小集落を拠点集落に集中することにより、新しい地域社会を育む必要があるが、当該地区の住民は、現実には不便を感じながらも、古い歴史と生活習慣や土地への根強い愛着心があり、また経済的な問題もあって、これらを早期に解消することは困難な状況である。

### (2) その対策

近年核家族化の増大、近隣市町よりの流入を含め、今後、定住促進住宅や分譲住宅地等を整備し過疎化防止の一助とする。また、集落の維持・活性化を図るため、地域おこし協力隊など外部の人材の活用や、大学や民間団体等との連携など創意工夫を凝らした取り組みにより、地域の活性化を図っていく。

今後も、集落内や集会施設の生活環境整備及び循環的な道路の整備を図るとともに、地域住民の連帯意識の向上と愛着心を養い、地域づくりを推進する。

### (3) 計画

#### ア 事業計画

具体的な事業計画については巻末の別表とおりである。

## 10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

#### ア 役場庁舎

役場庁舎は、昭和43年に鉄筋コンクリート造り3階建てとして建設され、1階を役場庁舎、2、3階を福祉センターとして利用してきた。しかし、41年経過した今、老朽化が著しく至る所でコンクリートのひび割れや雨漏り等が発生している。

#### イ 再生可能エネルギーの導入

私たちの日常生活や経済活動は、エネルギーの消費の上に成り立っている。実際に、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄という資源・エネルギー消費型社会の中で、エネルギーの消費量は近年増加を続けている。そして、消費するエネルギーの多く

が、石油・石炭などの化石燃料であり、その大半を海外から輸入しているという極めて脆弱な需要構造である。また、資源・エネルギー消費型社会は、化石燃料を燃焼して二酸化炭素を増加させ、温暖化等の地球全体で環境問題を引き起こしている。現在、東日本大震災を経て、原子力発電への依存度を減らし、再生可能エネルギーの転換が求められており、再生可能エネルギーの普及・拡大が求められている。

## **(2) その対策**

### **ア 役場庁舎**

役場庁舎は防災の拠点であり、地震への対応も危惧されている。厳しい財政状況ではあるが、限られた財源の投資効果や村民の利便性の向上を図る必要性などを総合的に判断し、新庁舎建設に取り組む。

### **イ 再生可能エネルギーの導入**

再生可能エネルギーの普及・拡大のため、太陽光発電、風力発電、小水力発電、廃棄物発電、バイオマス発電などから、本村の地域特性にあった再生可能エネルギーを見極め推進する。本村の地域特性にあった再生可能エネルギーを見極めるための協議会を設置し、各発電の検討部会を設置する。また、各発電の最新動向を調査するとともに化石燃料に頼らない新しい技術とその導入を図る。

(別 表)

## 事業計画 (平成22年度～27年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農 業	農業生産基盤整備事業 中山間地域等直接支払事業	村	
		農業生産基盤整備事業 園内作業道整備事業 L= 5,000 W= 2.5	村	
		県単地域農業振興事業 温州ミカンマルチ栽培資材 整備事業 対象面積 6 ha	J A	
		農業生産基盤整備事業 パイプハウス施設整備事業	村	
		農機具リース整備事業	村	
		農業生産基盤事業 選果施設整備事業	J A	
		ふながさこため池 排水施設 L= 1,500	村	
	林 業	県単林道事業 奥野々線(舗装) L= 2000 W= 4.0	村	
		村単独事業 林道舗装原材料支給 L= 2500 W= 3.0	村	
		県単治山事業 大川原地区(排水・山止) L= 400	村	
	(4) 地場産業の振興			
	加工施設	農産物加工施設整備事業	村	
		獣肉加工施設整備事業	村	
	流通販売施設	農産物直売所整備事業	村	
	(8) 観光又はレクリエーション			
		市民農園整備事業 3ヶ所	村	
(9) 過疎地域自立促進 特別事業				
	作物苗木導入助成事業 高糖系みかん、スダチ	J A		

(別 表)

## 事業計画 (平成22年度～27年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域自立促進 特別事業	再生可能エネルギー 技術導入事業	村	
		農商工連携事業	村	
2 交通通信体系の 整備、情報化及び 地域間交流の促進	(1) 市町村道 道路	馬越線 L= 200 W= 7.0	村	
		栗見坂線 L= 300 W= 5.0	村	
		中央線 L= 300 W= 5.0	村	
		大川原本線 L= 200 W= 5.0	村	
		尾境線 L= 200 W= 5.0	村	
		東山線 L= 300 W= 5.0	村	
		馬越支線 L= 300 W= 5.0	村	
		奥野々線 L= 200 W= 5.0	村	
		根郷線 L= 100 W= 5.0	村	
		大川原線 L= 100 W= 5.0	村	
		中畑線 L= 200 W= 5.0	村	
		明見谷線 L= 200 W= 5.0	村	
		井開支線 L= 200 W= 5.0	村	
		共栄線 L= 100 W= 5.0	村	
丸田中央線 L= 300 W= 5.0	村			
谷内線 L= 100 W= 5.0	村			

(別 表)

事業計画 (平成22年度～27年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 交通通信体系の 整備、情報化及び 地域間交流の促進	(1) 市町村道  道 路	秋城本線 L= 300 W= 5.0	村	
		共栄上線 L= 100 W= 5.0	村	
		墓ノ久保線 L= 300 W= 5.0	村	
		碁盤石線 L= 1000 W= 5.0	村	
		仁井田線 L= 100 W= 5.0	村	
		徳円寺線 L= 300 W= 5.0	村	
		大川原あじさい線 L= 160 W= 5.0	村	
		大川原高原支線 L= 700 W= 5.0	村	
		栗見坂本線 L= 200 W= 5.0	村	
		東丸線 L= 200 W= 5.0	村	
		平間線 L= 100 W= 5.0	村	
		御間津線 L= 200 W= 5.0	村	
		菅沢線 L= 200 W= 5.0	村	
		府能日ノ地線 L= 200 W= 4.0	村	
		奥川股本線 L= 200 W= 4.0	村	
蝮塚南線 L= 200 W= 4.0	村			
朝宮西線 L= 200 W= 4.0	村			
和協線 L= 300 W= 4.0	村			
馬越中線 L= 300 W= 4.0	村			

(別 表)

## 事業計画 (平成22年度～27年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 交通通信体系の 整備、情報化及び 地域間交流の促進	(1) 市町村道  道 路	鉈谷線 L= 300 W= 5.0	村	
		馬越西線 L= 300 W= 5.0	村	
		井開北線 L= 200 W= 3.0	村	
		キビジリ線 L= 500 W= 4.0	村	
	橋 梁	中央橋(馬越線) L= 30 W= 5.0	村	
		千古屋橋(中央線) L= 20 W= 5.0	村	
		井開橋(白尾観音線) L= 20 W= 5.0	村	
		高橋(幸田川添線) L= 20 W= 5.0	村	
		相合橋(丸田中央線) L= 30 W= 5.0	村	
		田中西橋(田中西線) L= 20 W= 5.0	村	
		丸田橋(ウチウ下線) L= 20 W= 3.0	村	
		尾境橋(尾境線) L= 50 W= 5.0	村	
		玉ノ木谷橋(中央線) L= 20 W= 5.0	村	
		平地橋(南浦線) L= 40 W= 5.0	村	
		栗見坂大橋(馬木谷線) L= 30 W= 5.0	村	
		東丸橋(東丸線) L= 30 W= 5.0	村	
		中分橋(下田線) L= 20 W= 5.0	村	
		中溝橋(瀧バタ線) L= 20 W= 5.0	村	

(別 表)

## 事業計画 (平成22年度～27年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 交通通信体系の 整備、情報化及び 地域間交流の促進	(1) 市町村道  橋 梁	野神原橋(野神原線) L= 20 W= 5.0	村	
		下井橋(奥川股本線) L= 10 W= 4.0	村	
		谷橋(田中西線) L= 12 W= 4.0	村	
		幸田第1号橋(幸田川添線) L= 15 W= 3.0	村	
		尾尻橋(尾尻中央線) L= 64 W= 5.0	村	
	農 道	東部広域農道 L= 750 W= 5.0	村	
		広域関連農道(嵯峨上地区) L= 500 W= 5.0	村	
		下野農道 L= 150 W= 4.0	村	
		遠野線 L= 200 W= 4.0	村	
		丸田開拓線 L= 100 W= 4.0	村	
		丸田頂上線 L= 200 W= 4.0	村	
		幸田線 L= 200 W= 4.0	村	
		御間津前山線 L= 200 W= 4.0	村	
		下中辺東線 L= 100 W= 4.0	村	
		谷線 L= 300 W= 4.0	村	
		北山日ノ地線 L= 200 W= 4.0	村	
		大田原線 L= 400 W= 4.0	村	
		田野々線 L= 400 W= 4.0	村	

(別 表)

## 事業計画 (平成22年度～27年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
交通通信体系の 2 整備、情報化及び 地域間交流の促進	(5) 電気通信施設等 情報化のための施設			
	告知放送施設	双方向告知通信システムの整備	村	
	(6) 自動車等			
	自動車	過疎バス 29人 3台	村	
	(10) 過疎地域自立促進 特別事業			
		過疎バス委託料	村	
		生活路線バス運行維持助成事業	村	
		IP電話利用料	村	
		地域情報設備管理事業	村	
	3 生活環境の整備	(1) 水道施設		
簡易水道		簡易水道統合事業	村	
		簡易水道施設 機能強化整備事業	村	
(2) 下水道処理				
農業集落排水施設		集落排水施設 機能強化整備事業	村	
その他		合併処理浄化槽設置 設置戸数 25 戸	村	
(3) 廃棄物処理施設				
ごみ処理施設		リサイクルセンター 資源ゴミストックヤード整備	村	
		循環型農業用堆肥施設整備	村	
し尿処理施設		小松島市外3町村衛生組合 しらさぎ浄園 機能強化整備事業	村	

(別 表)

事業計画 (平成22年度～27年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
3 生活環境の整備	(4) 消防施設				
		防火水槽の整備 貯水容量 40 m <sup>2</sup> 5基	村		
		小型動力ポンプ導入 消防ポンプB2級 3基	村		
		防災センター整備事業	村		
		消防救急デジタル無線整備事業	村		
	(5) 公営住宅				
		村営住宅整備事業	村		
	(6) 過疎地域自立促進 特別事業				
		小松島市外3町村衛生組合 処理経費負担金	村		
		住宅リフォーム補助事業	村		
		地域資源活用事業	村		
		村営住宅改修事業	村		
		空き家活用事業	村		
	(7) その他				
		空き家活用事業	村		
4 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進	(1) 高齢者福祉施設 その他				
		老人憩いの家耐震化事業	村		
	(6) 市町村保健センター及び 母子健康センター				
保健センター耐震化事業		村			

(別 表)

## 事業計画 (平成22年度～27年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進	(7) 過疎地域自立促進 特別事業			
		介護保険事業 介護給付費の村負担分	村	
		地域支援事業 包括的支援事業 (地域包括支援センター事業)	村	
		長寿社会づくり事業 シルバー人材センター	村	
		介護予防・ 生活支援事業	村	
		生き甲斐対策事業 老人クラブ助成事業	村	
		生き甲斐対策事業 敬老会・敬老年金事業	村	
		地域福祉推進事業外出支援事業等	村	
		老人医療の充実 後期高齢者医療特別会計繰出金	村	
		老人医療の充実 重度心身障害者医療助成事業	村	
		ほのぼの介護手当給付事業	村	
		国民健康保険事業特別会計繰出金	村	
		国民健康保険事業	村	
		児童福祉・児童の健全育成 保育所運営費事業	村	
		児童福祉・児童の健全育成 特別保育事業(地域交流事業)	村	
		学童保育事業	村	
子ども子育て支援事業	村			
子ども子育て制度管理システム	村			
乳幼児医療事業	村			

(別 表)

## 事業計画 (平成22年度～27年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
4 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進	(7) 過疎地域自立促進 特別事業	児童福祉・児童の健全育成 わんぱく教室開設事業	村		
	(8) その他	高齢者住宅改造促進事業	村		
		身障者在宅改造促進事業	村		
5 医療の確保	(1) 過疎地域自立促進 特別事業	健康増進・母子の健康事業	村		
		医療の確保 救急搬送車委託事業	村		
		医療の確保 夜間休日診療所委託事業等	村		
6 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 その他	小・中学校コンピューター導入 53台	村		
		小学校教材備品 教材備品、図書備品等	村		
		中学校教材備品 教材備品、図書備品等	村		
		小中学校空調整備事業	村		
		体育関連備品	村		
		小・中学校書庫整備	村		
	(3) 集会施設、体育施設等	公民館	公民館耐震事業 RC 2階建 224 m <sup>2</sup>	村	
			公民館修繕事業 RC 2階建	村	
		集会施設	コミュニティホール・図書館 RC 造平屋建 700 m <sup>2</sup>	村	
		体育施設	社会体育施設改修工事	村	

(別 表)

## 事業計画 (平成22年度～27年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 教育の振興	(3) 集会施設、体育施設等 その他	佐那河内中学校跡地利用 社会教育施設改修工事	村	
	(4) 過疎地域自立促進 特別事業	村単独教員の配置	村	
		地産地消対策事業	村	
		青年・婦人・成人・高齢者 生涯学習推進	村	
		人権教育推進	村	
		社会教育振興	村	
		各種イベント事業	村	
		青少年自然体験推進	村	
		スポーツ振興団体助成	村	
		スポーツイベント助成	村	
旧中学校校舎取り壊し	村			
7 地域文化の振興等	(2) 過疎地域自立促進 特別事業			
		地域文化活動助成	村	
		伝承文化調査	村	
8 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進 特別事業			
		産官学連携事業	村	
		村づくり住民会議事業	村	
		村づくり住民活動事業	村	
		各種ワークショップの実施	村	

(別 表)

事業計画（平成22年度～27年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
8 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進 特別事業	村ふれあい祭り執行補助	村		
		緑のふるさと協力隊連携事業	村		
		地域おこし協力隊連携事業	村		
		自治振興交付金	村		
		集落等活性化補助金	村		
	(3) その他				
		定住促進住宅整備事業	村		
		定住促進住宅用宅地造成事業	村		
9 その他地域の自立 促進に関し必要な 事項	(1) 再生可能エネルギー の導入	再生可能エネルギーの導入	村		

(別 表)

事業計画（平成22年度～27年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
過疎地域自立促進特別事業分				
1 産業の振興		作物苗木導入助成事業 高糖系みかん、スダチ	J A	
		再生可能エネルギー 技術導入事業	村	
		農商工連携事業	村	
2 交通通信体系の 整備、情報化及び 地域間交流の促進		過疎バス委託料	村	
		生活路線バス運行維持助成事業	村	
		IP電話利用料	村	
		地域情報設備管理事業	村	
3 生活環境の整備		小松島市外3町村衛生組合 処理経費負担金	村	
		住宅リフォーム補助事業	村	
		地域資源活用事業	村	
		村営住宅改修事業	村	
		空き家活用事業	村	
4 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進		介護保険事業 介護給付費の村負担分	村	
		地域支援事業 包括的支援事業 (地域包括支援センター事業)	村	
		長寿社会づくり事業 シルバー人材センター	村	

(別 表)

事業計画（平成22年度～27年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進		介護予防・ 生活支援事業	村	
		生き甲斐対策事業 老人クラブ助成事業	村	
		生き甲斐対策事業 敬老会・敬老年金事業	村	
		地域福祉支援外出支援事業	村	
		老人医療の充実 後期高齢者医療特別会計繰出金	村	
		老人医療の充実 重度心身障害者医療助成事業	村	
		ほのぼの介護手当給付事業	村	
		国民健康保険事業特別会計繰出金	村	
		国民健康保険事業	村	
		児童福祉・児童の健全育成 保育所運営費事業	村	
		児童福祉・児童の健全育成 特別保育事業（地域交流事業）	村	
		学童保育事業	村	
		子ども子育て支援事業	村	
		子ども子育て制度管理システム	村	
		乳幼児医療事業	村	
	児童福祉・児童の健全育成 わんぱく教室開設事業	村		
5 医療の確保				
		健康増進・母子の健康事業	村	
		医療の確保 救急搬送車委託事業	村	

(別 表)

事業計画（平成22年度～27年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 医療の確保		医療の確保 夜間休日診療所委託事業等	村	
6 教育の振興				
		村単独教員の配置	村	
		地産地消対策事業	村	
		青年・婦人・成人・高齢者 生涯学習推進	村	
		人権教育推進	村	
		社会教育振興	村	
		各種イベント事業	村	
		青少年自然体験推進	村	
		スポーツ振興団体助成	村	
		スポーツイベント助成	村	
旧中学校校舎取り壊し	村			
7 地域文化の振興等				
		地域文化活動助成	村	
		伝承文化調査	村	
8 集落の整備				
		産官学連携事業	村	
		村づくり住民会議事業	村	
		村づくり住民活動事業	村	
		各種ワークショップの実施	村	

(別 表)

事業計画（平成22年度～27年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 集落の整備		村ふれあい祭り執行補助	村	
		緑のふるさと協力隊連携事業	村	
		地域おこし協力隊連携事業	村	
		自治振興交付金	村	
		集落等活性化補助金	村	



# 過疎地域自立促進計画参考資料

事業計画（平成22年度～27年度）

徳島県佐那河内村

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	概算事業費 (見込)	年度区分						備考	
					22	23	24	25	26	27		
1 産業の振興	(1) 基盤整備											
	農業	農業生産基盤整備事業 中山間地域等直接支払事業	村	170,000	34,000	34,000	34,000	34,000	34,000	34,000		
		農業生産基盤整備事業 園内作業道整備事業 L= 5,000 W= 2.5	村	12,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
		県単地域農業振興事業 温州ミカンマルチ栽培資材 整備事業 対象面積 6 ha	J A	6,000		6,000						
		農業生産基盤整備事業 パイプハウス施設整備事業	村	9,000		3,000	3,000	3,000				
		農機具リース整備事業	村	5,000		3,000	2,000					
		農業生産基盤事業 選果施設整備事業	J A	33,000						33,000		
		ふながさこため池 排水施設 L= 1,500	村	20,000	10,000	10,000						
		林業	林道事業 奥野々線(舗装) L= 2000 W= 4.0	村	30,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	村単独事業 林道舗装原材料支給 L= 2500 W= 3.0		村	12,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
	県単治山事業 大川原地区(排水・山止) L= 400		村	30,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	概算事業費 (見込)	年度区分						備考	
					22	23	24	25	26	27		
1 産業の振興	(4) 地場産業の振興	加工施設	農産物加工施設整備事業	村	10,000		5,000	5,000				
			獣肉加工施設整備事業	村	10,000				5,000	5,000		
		流通販売施設	農産物直売所整備事業	村	15,000		15,000					
	(8) 観光又はレクリエーション	市民農園整備事業 3ヶ所	村	15,000		5,000	5,000	5,000				
	(9) 過疎地域自立促進 特別事業	作物苗木導入助成事業 高糖系みかん、スダチ (ソフト)	J A	3,000	500	500	500	500	500	500		
			再生可能エネルギー 技術導入事業 (ソフト)	村	32,000		10,000	10,000	2,000	10,000		
			農商工連携事業 (ソフト)	村	30,000		10,000	5,000	5,000	5,000	5,000	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	概算事業費 (見込)	年度区分						備考
					22	23	24	25	26	27	
1 産業の振興	小計			442,000	58,500	115,500	78,500	63,500	101,500	24,500	
	(うち過疎地域自立促進特別 事業分)			65,000	500	20,500	15,500	7,500	15,500	5,500	
	過疎債ゾツ分事業実施分	—	—	15,000	—	10,000	5,000	—	—	—	
	過疎債ゾツ分基金積立分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	基金取崩分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
2 交通通信体系の 整備、情報化及び 地域間交流の促進	(1) 市町村道 道路	馬越線 L= 200 W= 7.0	村	165,000	20,000	70,000	15,000	20,000	20,000	20,000	
		栗見坂線 L= 300 W= 5.0	村	30,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
		中央線 L= 300 W= 5.0	村	60,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
		大川原本線 L= 200 W= 5.0	村	30,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
		尾境線 L= 200 W= 5.0	村	10,000	10,000						
		東山線 L= 300 W= 5.0	村	30,000	10,000	10,000	10,000				
		馬越支線 L= 300 W= 5.0	村	30,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
		奥野々線 L= 200 W= 5.0	村	60,000	10,000	10,000	10,000		20,000	10,000	
		根郷線 L= 100 W= 5.0	村	10,000	5,000	5,000					
		大川原線 L= 100 W= 5.0	村	10,000		10,000					
2 交通通信体系の 整備、情報化及び 地域間交流の促進	(1) 市町村道 道路	中畑線 L= 200 W= 5.0	村	10,000				5,000	5,000		

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	概算事業費 (見込)	年度区分						備考
					22	23	24	25	26	27	
		明見谷線 L= 200 W= 5.0	村	25,000		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
		井開支線 L= 200 W= 5.0	村	15,000				5,000	5,000	5,000	
		共栄線 L= 100 W= 5.0	村	10,000					10,000		
		丸田中央線 L= 300 W= 5.0	村	23,000		3,000	10,000	10,000			
		谷内線 L= 100 W= 5.0	村	15,000		5,000	5,000	5,000			
		秋城本線 L= 300 W= 5.0	村	25,000				10,000	10,000	5,000	
		共栄上線 L= 100 W= 5.0	村	20,000		10,000	10,000				
		墓ノ久保線 L= 300 W= 5.0	村	40,000	10,000	5,000	10,000	5,000	5,000	5,000	
		碁盤石線 L= 1000 W= 5.0	村	35,000	10,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
		仁井田線 L= 100 W= 5.0	村	20,000		5,000	10,000	5,000			
		徳円寺線 L= 300 W= 5.0	村	30,000		5,000	10,000	5,000	5,000	5,000	
		大川原あじさい線 L= 160 W= 5.0	村	20,000	20,000						
		大川原高原支線 L= 700 W= 5.0	村	20,000			10,000	10,000			
2 交通通信体系の 整備、情報化及び 地域間交流の促進	(1) 市町村道 道路	栗見坂本線 L= 200 W= 5.0	村	40,000			10,000	10,000	10,000	10,000	
		東丸線 L= 200 W= 5.0	村	9,000		5,000		4,000			

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	概算事業費 (見込)	年度区分						備考
					22	23	24	25	26	27	
		平間線 L= 100 W= 5.0	村	5,000		5,000					
		御間津線 L= 200 W= 5.0	村	15,000				5,000	5,000	5,000	
		菅沢線 L= 200 W= 5.0	村	55,000		5,000	10,000	10,000	20,000	10,000	
		府能日ノ地線 L= 200 W= 4.0	村	40,000	10,000	5,000	10,000	5,000	5,000	5,000	
		奥川股本線 L= 200 W= 4.0	村	30,000		5,000	10,000	5,000	5,000	5,000	
		蝮塚南線 L= 200 W= 4.0	村	25,000		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
		朝宮西線 L= 200 W= 4.0	村	10,000	5,000	5,000					
		和協線 L= 300 W= 4.0	村	45,000	8,000	5,000	8,000	8,000	8,000	8,000	
		馬越中線 L= 300 W= 4.0	村	12,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
		缺谷線 L= 300 W= 5.0	村	5,000				3,000	2,000		
		馬越西線 L= 300 W= 5.0	村	5,000				3,000	2,000		
		井開北線 L= 200 W= 3.0	村	26,000			15,000	11,000			
2 交通通信体系の 整備、情報化及び 地域間交流の促進	(1) 市町村道 道路 橋梁	キビジリ線 L= 500 W= 4.0	村	5,000				3,000	2,000		
		中央橋(馬越線) L= 30 W= 5.0	村	80,000	20,000	20,000	30,000	10,000			
		千古屋橋(中央線) L= 20 W= 5.0	村	30,000		30,000					

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	概算事業費 (見込)	年度区分						備考
					22	23	24	25	26	27	
		井開橋(白尾観音線) L= 20 W= 5.0	村	30,000			30,000				
		高橋(幸田川添線) L= 20 W= 5.0	村	40,000			40,000				
		相合橋(丸田中央線) L= 30 W= 5.0	村	30,000				30,000			
		田中西橋(田中西線) L= 20 W= 5.0	村	20,000					20,000		
		丸田橋(ウチウ下線) L= 20 W= 3.0	村	15,000				15,000			
		尾境橋(尾境線) L= 50 W= 5.0	村	20,000	20,000						
		玉ノ木谷橋(中央線) L= 20 W= 5.0	村	35,000		20,000		15,000			
		平地橋(南浦線) L= 40 W= 5.0	村	20,000			20,000				
		栗見坂大橋(馬木谷線) L= 30 W= 5.0	村	20,000				20,000			
		東丸橋(東丸線) L= 30 W= 5.0	村	10,000	5,000	5,000					
		中分橋(下田線) L= 20 W= 5.0	村	25,000			10,000		15,000		
2 交通通信体系の 整備、情報化及び 地域間交流の促進	(1) 市町村道 橋梁	中溝橋(瀧バタ線) L= 20 W= 5.0	村	30,000		15,000				15,000	
		野神原橋(野神原線) L= 20 W= 5.0	村	20,000						20,000	
		下井橋(奥川股本線) L= 10 W= 4.0	村	10,000					10,000		
		谷橋(田中西線) L= 12 W= 4.0	村	15,000					15,000		

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	概算事業費 (見込)	年度区分						備考
					22	23	24	25	26	27	
		幸田第1号橋(幸田川添線) L= 15 W= 3.0	村	15,000					15,000		
		尾尻橋(尾尻中央線) L= 64 W= 5.0	村	15,000						15,000	
	(2) 農道										
	東部広域農道 L= 750 W= 5.0	村	50,500	500	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
	広域関連農道(嵯峨上地区) L= 500 W= 5.0	村	60,000			15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	
	下野農道 L= 150 W= 4.0	村	40,000				10,000	20,000	10,000		
	遠野線 L= 200 W= 4.0	村	23,000			10,000	10,000	3,000			
	丸田開拓線 L= 100 W= 4.0	村	20,000			10,000	10,000				
		丸田頂上線 L= 200 W= 4.0	村	45,000		5,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
2 交通通信体系の 整備、情報化及び 地域間交流の促進	(2) 農道	幸田線 L= 200 W= 4.0	村	15,000		5,000	10,000				
		御間津前山線 L= 200 W= 4.0	村	40,000			10,000	10,000	10,000	10,000	
		下中辺東線 L= 100 W= 4.0	村	10,000		5,000	5,000				
		谷線 L= 300 W= 4.0	村	5,500	500	5,000					
		北山日ノ地線 L= 200 W= 4.0	村	20,000			20,000				

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	概算事業費 (見込)	年度区分						備考
					22	23	24	25	26	27	
		大田原線 L= 400 W= 4.0	村	30,000				10,000	10,000	10,000	
		田野々線 L= 400 W= 4.0	村	24,000	14,000	10,000					
	(5) 電気通信施設等 情報化のための施設										
		双方向告知通信システム整備	村	180,000			180,000				
	(6) 自動車等 自動車										
		過疎バス 29人 3台	村	20,000		20,000					
	(10) 過疎地域自立促進 特別事業										
		過疎バス委託料 (ソフト)	村	100,000		20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	
		生活路線バス運行維持助成事業 (ソフト)	村	78,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	
	2 交通通信体系の 整備、情報化及び 地域間交流の促進	(10) 過疎地域自立促進 特別事業	I P電話利用料 (ソフト)	村	7,660					3,830	3,830
地域情報設備管理事業 (ソフト)			村	5,200						5,200	
小 計				2,323,860	218,000	398,000	648,000	397,000	370,830	292,030	
(うち過疎地域自立促進特別 事業分)				190,860	13,000	33,000	33,000	33,000	36,830	42,030	
過疎債77分事業実施分		—	—	49,166	13,000	13,000	3,346	6,960	3,830	9,030	
過疎債77分基金積立分 基金取崩分		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
3 生活環境の整備	(1) 水道施設										

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	概算事業費 (見込)	年度区分						備考
					22	23	24	25	26	27	
	簡易水道	簡易水道統合事業	村	13,500	3,500		10,000				
		簡易水道施設 機能強化整備事業	村	40,000						40,000	
	(2) 下水道処理										
	農業集落排水施設	集落排水施設 機能強化整備事業	村	130,000		50,000	30,000	30,000	10,000	10,000	
	その他	合併処理浄化槽設置 設置戸数 25 戸	村	13,560	2,260	2,260	2,260	2,260	2,260	2,260	
	(3) 廃棄物処理施設										
	ごみ処理施設	リサイクルセンター 資源ゴミストックヤード整備	村	40,000			40,000				
	循環型農業用堆肥施設整備	村	55,000			5,000	50,000				

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	概算事業費 (見込)	年度区分						備考		
					22	23	24	25	26	27			
3 生活環境の整備	し尿処理施設	小松島市外3町村衛生組合 しらさぎ浄園 機能強化整備事業	村	15,000						15,000			
	(4) 消防施設												
			防火水槽の整備 貯水容量 40 m <sup>2</sup> 5基	村	30,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000		
			小型動力ポンプ導入 消防ポンプB2級 3基	村	3,000	1,000		1,000			1,000		
			防災センター整備事業	村	15,000				15,000				
			消防救急デジタル 無線整備事業	村	237,000				237,000				
	(5) 公営住宅												
			村営住宅整備事業	村	110,000				50,000	30,000	30,000		
	(6) 過疎地域自立促進 特別事業												
			小松島市外3町村衛生組合 処理経費負担金 (ソフト)	村	140,200	28,600	28,600	36,000	31,000	6,000	10,000		
			住宅リフォーム補助事業 (ソフト)	村	14,000		2,000	3,000	3,000	3,000	3,000		
			地域資源活用事業 (ソフト)	村	37,500				20,000	10,000	7,500		
			村営住宅改修事業 (ソフト)	村	10,000					10,000			
		空き家活用事業 (ソフト)	村	10,000							10,000		
3 生活環境の整備	(7) その他												

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	概算事業費 (見込)	年度区分						備考	
					22	23	24	25	26	27		
		空き家活用事業	村	30,000					15,000	15,000		
	小計			943,760	40,360	87,860	132,260	443,260	107,260	132,760		
	(うち過疎地域自立促進特別 事業分)			211,700	28,600	30,600	39,000	54,000	29,000	30,500		
	過疎債77分事業実施分	—	—	31,500	—	2,000	3,000	3,000	13,000	10,500		
	過疎債77分基金積立分	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	基金取崩分	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
4 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進	(1) 高齢者福祉施設 その他											
		老人憩いの家耐震化事業	村	35,000		5,000				30,000		
	(6) 市町村保健センター及び 母子健康センター											
		保健センター耐震化事業	村	25,200		5,000	10,000	10,200				
	(7) 過疎地域自立促進 特別事業											
		介護保険事業 介護給付費の村負担分 (ソフト)	村	221,000	36,000	37,000	37,000	37,000	37,000	37,000	37,000	
		地域支援事業 (ソフト) 包括的支援事業 (地域包括支援センター運営事業)	村	60,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
長寿社会づくり シルバー人材センター事業 (ソフト)		村	6,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000		
4 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進	(7) 過疎地域自立促進 特別事業	介護予防・ 生活支援事業 (ソフト)	村	30,500	12,000	12,000	2,000	1,500	1,500	1,500		
		生き甲斐対策事業 老人クラブ助成事業 (ソフト)	村	9,000	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500		

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	概算事業費 (見込)	年度区分						備考
					22	23	24	25	26	27	
		生き甲斐対策事業 敬老会・敬老年金事業 (ソフト)	村	49,400	8,000	8,100	8,200	8,300	8,400	8,400	
		地域福祉推進事業 外出支援事業等 (ソフト)	村	31,560		3,000	3,000	10,000	9,130	6,430	
		老人医療の充実 後期高齢者医療特別会計繰出金 (ソフト)	村	54,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	
		老人医療の充実 重度心身障害者医療助成事業 (ソフト)	村	86,600	15,600	16,000	16,000	13,000	13,000	13,000	
		ほのぼの介護手当給付事業 (ソフト)	村	4,500	1,000	1,000	1,000	500	500	500	
		国民健康保険事業特別会計繰出金 (ソフト)	村	150,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	
		国民健康保険事業 (ソフト)	村	39,000	9,000	9,000	9,000	4,000	4,000	4,000	
		児童福祉・児童の健全育成 保育所運営費事業 (ソフト)	村	3,000	500	500	500	500	500	500	
		児童福祉・児童の健全育成 特別保育事業（地域交流事業） (ソフト)	村	3,000	500	500	500	500	500	500	
		学童保育事業 (ソフト)	村	7,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
		子ども子育て支援事業 (ソフト)	村	6,000					3,000	3,000	
		子ども子育て制度管理システム (ソフト)	村	10,000					5,000	5,000	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	概算事業費 (見込)	年度区分						備考
					22	23	24	25	26	27	
4 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進	(7) 過疎地域自立促進 特別事業	乳幼児医療事業 (ソフト)	村	30,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
		児童福祉・児童の健全育成 わんぱく教室開設事業 (ソフト)	村	10,500	3,000	3,000	3,000	500	500	500	
	(8) その他										
		高齢者住宅改造促進事業	村	6,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
		身障者在宅改造促進事業	村	10,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	
	小 計			888,260	141,100	155,600	145,700	141,500	138,530	165,830	
	(うち過疎地域自立促進特別 事業分)			811,260	138,300	142,800	132,900	128,500	135,730	133,030	
	過疎債ゾ分事業実施分	—	—	37,460	1,200	1,200	5,000	11,500	10,630	7,930	
	過疎債ゾ分基金積立分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	基金取崩分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進 特別事業										
		健康増進・母子の健康事業 (ソフト)	村	89,805	8,805	16,200	16,200	16,200	16,200	16,200	
		医療の確保 救急搬送車委託事業 (ソフト)	村	69,000	11,500	11,500	11,500	11,500	11,500	11,500	
		医療の確保 夜間休日診療所委託事業等 (ソフト)	村	24,180	4,030	4,030	4,030	4,030	4,030	4,030	
	小 計			182,985	24,335	31,730	31,730	31,730	31,730	31,730	
	(うち過疎地域自立促進特別 事業分)			182,985	24,335	31,730	31,730	31,730	31,730	31,730	
	過疎債ゾ分事業実施分	—	—	28,000	11,500	11,500	5,000	—	—	—	
	過疎債ゾ分基金積立分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
基金取崩分	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	概算事業費 (見込)	年度区分						備考	
					22	23	24	25	26	27		
6 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 その他											
		小・中学校コンピューター導入 53台	村	10,600			1,600	3,000	3,000	3,000		
		小学校教材備品 教材備品、図書備品等	村	4,600	700	700	1,100	700	700	700		
		中学校教材備品 教材備品、図書備品等	村	4,200	700	700	700	700	700	700		
		小中学校空調整備事業	村	16,000				16,000				
		体育関連備品	村	2,000					1,000	1,000		
		小・中学校書庫整備	村	5,000					2,000	3,000		
	(3) 集会施設、体育施設等	公民館	公民館耐震事業 RC2階建 224㎡	村	50,000		50,000					
			公民館修繕事業 RC2階建	村	6,500		6,500					
		集会施設	コミュニティホール・図書館 RC造平屋建 700㎡	村	100,000						100,000	
		体育施設	社会体育施設改修工事	村	77,000				50,000	7,000	20,000	
		その他	佐那河内中学校跡地利用 社会教育施設改修工事	村	50,000						50,000	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	概算事業費 (見込)	年度区分						備考	
					22	23	24	25	26	27		
6 教育の振興	(4) 過疎地域自立促進 特別事業											
		村単助教員の配置 (ソフト)	村	63,000	7,000	7,000	14,000	7,000	14,000	14,000		
		地産地消対策事業 (ソフト)	村	11,000	1,500	1,500	1,500	1,500	2,500	2,500		
		青年・婦人・成人・高齢者 生涯学習推進 (ソフト)	村	9,000	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500		
		人権教育推進 (ソフト)	村	2,400	400	400	400	400	400	400		
		社会教育振興 (ソフト)	村	20,000	3,000	3,000	3,000	3,000	4,000	4,000		
		各種イベント事業 (ソフト)	村	18,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000		
		青少年自然体験推進 (ソフト)	村	6,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000		
		スポーツ振興団体助成 (ソフト)	村	9,000	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500		
		スポーツイベント助成 (ソフト)	村	14,000	1,000	1,000	3,000	3,000	3,000	3,000		
		旧中学校校舎取り壊し (ソフト)	村	50,000							50,000	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	概算事業費 (見込)	年度区分						備考	
					22	23	24	25	26	27		
6 教育の振興	(4) 過疎地域自立促進 特別事業											
	小 計			528,300	21,300	71,300	38,800	92,300	45,300	259,300		
	(うち過疎地域自立促進特別 事業分)			202,400	19,900	19,900	28,900	21,900	30,900	80,900		
	過疎債77分事業実施分	—	—	47,100	11,900	5,100	12,100	10,000	4,000	4,000		
	過疎債77分基金積立分 基金取崩分	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	
7 地域文化の振興等	(1) 過疎地域自立促進 特別事業											
	地域文化活動助成 (ソフト)		村	6,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
	伝承文化調査 (ソフト)		村	6,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
	小 計			12,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
	(うち過疎地域自立促進特別 事業分)			12,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
過疎債77分事業実施分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
過疎債77分基金積立分 基金取崩分	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —		
8 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進 特別事業											
	産官学連携事業 (ソフト)		村	11,000	1,000	500	500	3,000	3,000	3,000		

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	概算事業費 (見込)	年度区分						備考
					22	23	24	25	26	27	
8 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進 特別事業	村づくり住民会議事業 (ソフト)	村	21,500	1,000	3,000	7,500	5,000	5,000		
		村づくり住民活動事業 (ソフト)	村	5,000						5,000	
		各種ワークショップの実施 (ソフト)	村	5,000	1,000	500	500	1,000	1,000	1,000	
		村ふれあい祭り執行補助 (ソフト)	村	13,500	2,500	2,500	2,500	2,000	2,000	2,000	
		緑のふるさと協力隊連携事業 (ソフト)	村	6,500	1,500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
		地域おこし協力隊連携事業 (ソフト)	村	2,000						1,000	1,000
		自治振興交付金 (ソフト)	村	12,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
		集落等活性化補助金 (ソフト)	村	3,500	1,000	500	500	500	500	500	500
		定住促進住宅整備事業	村	120,000						60,000	60,000
		定住促進住宅用地造成事業	村	100,000						50,000	50,000
	小 計			300,000	10,000	10,000	14,500	14,500	125,500	125,500	
	(うち過疎地域自立促進特別 事業分)			80,000	10,000	10,000	14,500	14,500	15,500	15,500	
	過疎債ソフト分事業実施分	—	—	45,000	3,500	2,000	9,500	10,000	10,000	10,000	
	過疎債ソフト分基金積立分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	基金取崩分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

事業計画（平成22年度～27年度）

市町村名 佐那河内村

(単位：千円)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	概算事業費 (見込)	年 度 区 分						備 考
					22	23	24	25	26	27	
9 その他地域の自立 促進に関し必要な 事項	(1) 再生可能エネルギー の導入	再生可能エネルギーの導入	村	720,000				10,000	100,000	610,000	
	小 計			720,000				10,000	100,000	610,000	
	(うち過疎地域自立促進特別 事業分)										
	過疎債77分事業実施分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	過疎債77分基金積立分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	基金取崩分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	合 計			6,341,165	515,595	871,990	1,091,490	1,195,790	1,022,650	1,643,650	
	(うち過疎地域自立促進特別 事業分)			1,756,205	236,635	290,530	297,530	293,130	297,190	341,190	
	過疎債77分事業実施分	—	—	253,226	41,100	44,800	42,946	41,460	41,460	41,460	
	過疎債77分基金積立分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	基金取崩分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	